

豊田市文化ゾーン基本構想

平成 22 年 3 月

豊 田 市

【 目 次 】

序 はじめに.....	1
1 豊田市の文化を取り巻く動向の整理.....	3
1-1 全国の文化を取り巻く動向	3
1-2 豊田市民の文化活動及び意向.....	6
1-3 全国の動向及び市民意向における豊田市の文化を取り巻く動向のまとめ.....	12
2 現行の豊田市文化ゾーン整備基本構想及び上位・関連計画.....	13
2-1 現行の豊田市文化ゾーン整備基本構想の概要	13
2-2 上位・関連計画における位置づけ	17
2-3 現構想の文化ゾーンに対する上位・関連計画の位置づけのまとめ	22
3 市内の文化関連施設の整備状況.....	23
3-1 市内の文化関連施設の整備状況.....	23
3-2 市内の文化関連施設の整備状況からみた必要な機能.....	29
4 豊田市文化ゾーンの基本方針.....	30
4-1 文化ゾーンの意義	30
4-2 豊田市文化ゾーンの位置及び区域.....	31
4-3 豊田市文化ゾーンの区域における現況及び歴史	34
4-4 豊田市文化ゾーンのコンセプト.....	36
4-5 施設配置及びネットワークイメージ	42
5 豊田市文化ゾーン基本構想の実現に向けて.....	45
資料編.....	47
1 豊田市文化ゾーン基本構想策定委員会 設置要綱.....	48
2 豊田市文化ゾーン基本構想策定委員会 委員名簿.....	49
3 豊田市文化ゾーン基本構想検討会議 設置要項.....	50
4 豊田市文化ゾーン基本構想検討会議 名簿.....	51
5 策定経過	52

序 はじめに

(1) 構想策定の背景

文化は、人々に活力と潤いを与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力、いわゆる「文化力」をもつといわれている。また、近年では、国内外で、文化芸術等の持つ創造性をまちづくりに活かす「創造都市論」が注目されるなど、文化の重要性は一つの分野の枠を超え、社会全体のあり方に影響を与えるほどますます高まってきている。

本市では、多様化、高度化する文化芸術活動に対応する中枢機能を担う場を整備するため、平成2年に「豊田市文化ゾーン整備基本構想」（以下、「現構想」と示す）を策定した。この現構想に従い、平成7年に、豊田市美術館、七州城址公園を整備し、文化ゾーンの機能充実が図られた。

現構想の策定から約20年が経過する間に、国では、平成13年に文化芸術振興の基本的方向を示す「文化芸術振興基本法」が公布された。本市では、平成17年に市町村合併し、平成20年に「第7次豊田市総合計画」並びに「豊田市文化芸術振興計画」が策定されるなど、本市の文化行政の基軸となる計画が示された。また現在は、豊田東高等学校跡地の活用、毘森公園の再整備事業など、文化ゾーンのあり方を考える上で重要な事業について具体的な検討が必要な段階に入っている。

このように市内外の社会情勢や、上位・関連計画が大きく変化していることから、現在の本市の特性、市民の意向、文化関連施設の状況等を検討するほか、現構想の策定後に示された上位・関連計画の基本理念をふまえつつ、時代に即した新たな視点で「文化ゾーン」を見直し、文化ゾーンの方向性を定める「豊田市文化ゾーン基本構想」（以下、「本構想」と示す）を策定する。

(2) 豊田市の特性と文化振興

21世紀は環境の世紀といわれる中、時代は大きな転換点に直面している。経済活動のグローバル化により都市間競争がさらに進む中で、文化の持つ美しさ、創造力、人と人をつなげる力などは、都市の魅力を左右するものとして注目されている。

本市は、平成17年の合併により市域が県内最大となり、都市部と中山間地域が共存するまちとなった。都市部は、自動車産業などの発展に伴い、全国・世界各国から様々な文化的背景をもつ人々に移り住み、国内外の各地からビジネスで多くの人々が訪れている。一方、中山間地域は、豊かな自然環境を背景にしながら、それぞれの歴史の中で様々な伝統芸能、文化財、景観など多様な文化が息づき継承されてきた。

そこで、本市のさらなる発展には、最先端の産業を支える都市部と、豊かな自然・歴史を持つ中山間地域が共存する本市の特性を活かしながら、さらに多様な文化的要素が交流し、相互に高め合い、新しい価値や文化を創造（共生共創）していく環境づくりが必要である。

(3) 文化ゾーンとは

豊田市文化ゾーンは、以下の特色を有する区域である。

- 本市の文化芸術の拠点として、文化芸術に係る中枢機能の集積を図る区域
- 様々な施設や機能、サービスを一定区域に複合的に集め、文化芸術活動の活性化を図るとともに、そうした活動を通して人の輪、活動の輪がひろげられるような区域
- 文化関連施設の集積を活かし、面として文化的な潤いの感じられる都市空間の創出を図る区域

1 豊田市の文化を取り巻く動向の整理

1-1 全国の文化を取り巻く動向

(1) 文化に関する意識

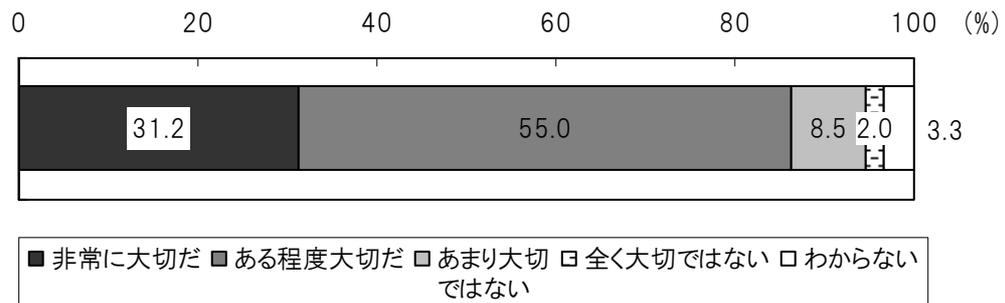
国民の文化に関する意識をみると、「非常に大切だ」が31.2%、「ある程度大切だ」が55.0%で、文化が重要なものであるという意識は定着している。

多くの人々が鑑賞・活動など文化活動をしており、文化の余暇市場（趣味・創作部門）の市場規模は、平成20年で10.7兆円となっている。

地域の文化活動の振興に関する要望として、「文化施設の整備」「文化情報の提供」「公演・展覧会の実施」「芸術文化団体・サークルの育成」などが挙げられている。

○文化芸術の鑑賞と文化活動の重要性

N=2,094



資料：内閣府「世論調査」（平成15年）

○余暇市場（趣味・創作部門：単位、兆円）

合計	趣味・創作用品（楽器、カメラ、園芸用品等）	鑑賞レジャー用品（音響機器、テレビ、ビデオソフト、CD等）	新聞・書籍（新聞、書籍、雑誌）	学習レジャーサービス（茶華道、書道、和洋裁等）	鑑賞レジャー（映画、音楽会、演劇など）
10.7	1.5	3.4	4.2	1.0	0.6

資料：（財）日本生産性本部「レジャー白書2009」

○地域の文化活動の振興に関する要望(単位:%)

文化施設を整備・充実する	文化に関する情報を提供する	国や地方公共団体による主催公演・展覧会などの文化事業、文化行事を実施する	芸術文化団体・サークルの育成や援助を行う	指導者を養成・派遣する	民間の公演活動などの文化創造活動を支援する
27.4	24.8	22.9	20.7	20.0	12.5

資料：内閣府「世論調査」(平成15年)

(2) 文化行政の経緯

戦後のわが国の文化行政は、文化財保護、社会教育施設を拠点とした社会教育行政から始まった。1980年代には、地方の時代、文化の時代が注目されるようになり、文化ホールなどの拠点整備が全国的に展開され、文化活動への支援についても充実が図られた。

そして、文化行政における拠り所、基本となる法律が長年なかったが、平成13年12月に、文化芸術の振興に関する方向性を示す、「文化芸術振興基本法」が公布され、国民の文化権や、地方公共団体の責務等が示された。

(第2条3項)

文化芸術の振興にあたっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

(第4条)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

また、国は「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を平成14年12月に策定し、平成19年2月に第2次基本方針を閣議決定している。この中で、次の6点が重点的に取り組むべき事項としてあげられている。

(重点的に取り組むべき事項)

- ・日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成
- ・日本文化の発信及び国際文化交流の推進
- ・文化芸術活動の戦略的支援
- ・地域文化の振興
- ・子どもの文化芸術活動の充実
- ・文化財の保存及び活用の充実

文化庁文化審議会文化政策部会においては、地域文化で日本を元気にしよう報告（平成 17 年 2 月）が発表され、各地域の「文化力」（文化の持つ、人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会作りを推進する力）を高め、社会を元気にしていくことの重要性が指摘されている。

また、行政、芸術家や文化団体、企業、大学、住民などが連携しながら、文化芸術の持つ「創造性」を活かして産業振興・地域活性化・都市再生を図る「創造都市」が、ヨーロッパに端を発して、全世界に広がってきている。都市の創造的な環境の創出が、21 世紀の都市間競争・新産業の創出・社会問題の解決・市民生活の豊かさの向上などの決め手になり、文化や創造性によって社会を再生する「創造都市」の観点に注目し、戦略的にその推進を図る自治体が増えてきている。

1-2 豊田市民の文化活動及び意向

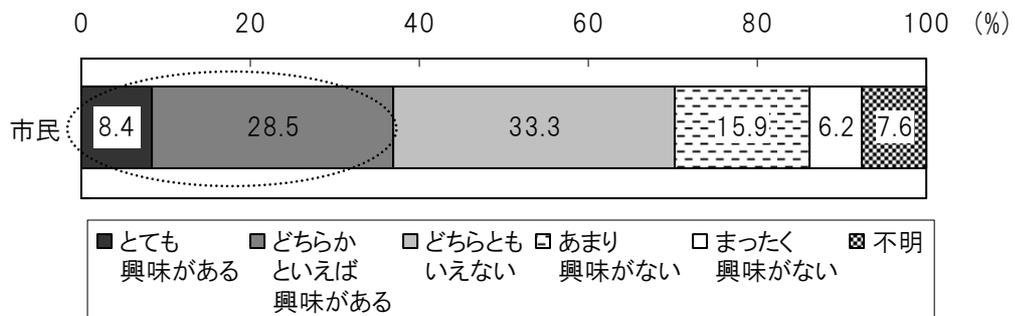
(1) 市民の状況

市民の文化芸術への関心について、「とても興味がある」人の割合は 8.4%、「どちらかといえば興味がある」人の割合が 28.5%にとどまっており、市民の関心を高めていくことが課題となっている。

ただ、文化芸術の活動状況をみると、市民・中学生ともに、1年間に文化・芸術に触れた人の割合は約7割、創作活動に取り組んだ人の割合は4割弱で、多くの人が文化芸術活動を行っている。

○市民の文化芸術への関心

N=1,494



○市民の文化活動状況

(市民)

0 20 40 60 80 100 (%)

1年間に文化・芸術に触れた人

74.3

1年間に創作活動に取り組んだ人

38.1

N=1,494

(中学生)

0 20 40 60 80 100 (%)

1年間に文化・芸術に触れた人

68.9

1年間に創作活動に取り組んだ人

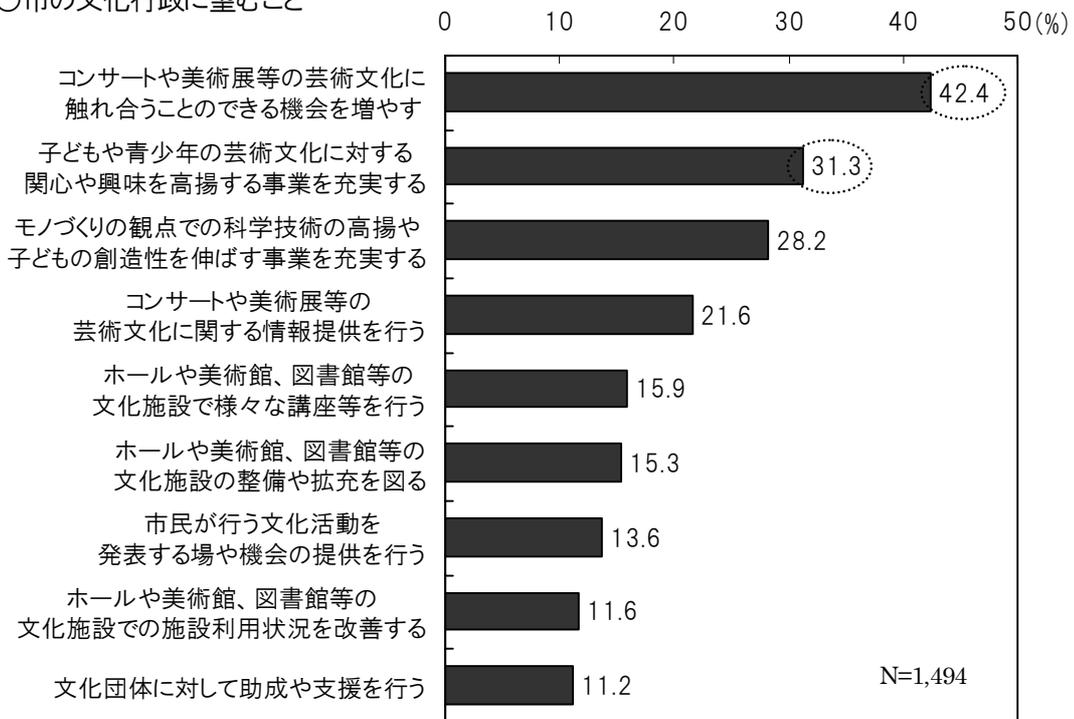
36.9

N=1,261

資料：豊田市「豊田市の教育に関するアンケート調査」(平成18年)

市の文化行政に望むこととして、「コンサートや美術展等の芸術文化に触れ合うことのできる機会を増やす」「子どもや青少年の芸術文化に対する関心や興味を高揚する事業を充実する」が上位となっている。

○市の文化行政に望むこと



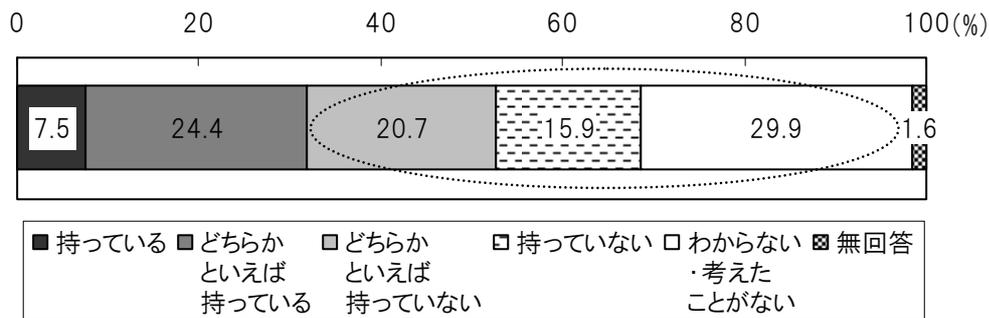
資料：豊田市「豊田市の教育に関するアンケート調査」（平成18年）

豊田市の歴史・文化への誇りや愛着について、「どちらかといえば持っていない」「持っていない」「わからない・考えたことがない」の割合の合計は約3分の2に達している。

市の文化財行政に望むこととしては、「市民に開放する」「郷土資料館や身近な場所での文化財を鑑賞する機会を増やす」が上位となっている。

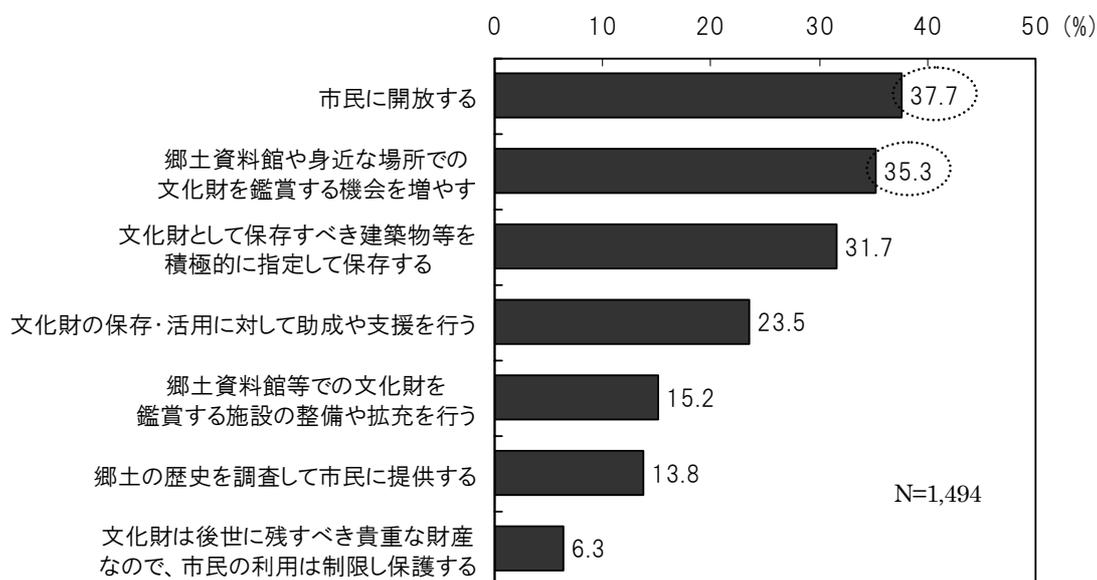
○豊田市の歴史・文化への誇りや愛着

N=4,346



資料：豊田市「第17回 市民意識調査報告書」(平成19年)

○市の文化財行政に望むこと



資料：豊田市「豊田市の教育に関するアンケート」(平成18年)

(2) 文化団体・文化関係者の状況

美術家、デザイナー、音楽家、文芸家、記者など、市内に在住の文化関係の職業に従事している人は、約1,000人である。

また、市内の文化活動を行う団体は1,036団体、団体会員数は12,904人である。分野別では、「洋楽」「邦楽」「洋舞」「工芸」「伝統文化」の団体会員数が1,000人を超えている。

○文化関係職業従事者数

合計（人）	美術家、写真家、デザイナー	音楽家、舞台芸術家	文芸家、記者、編集者
1,080	720	270	90

注：総務省「国勢調査」（平成17年）

○文化活動を行う団体数・団体会員数

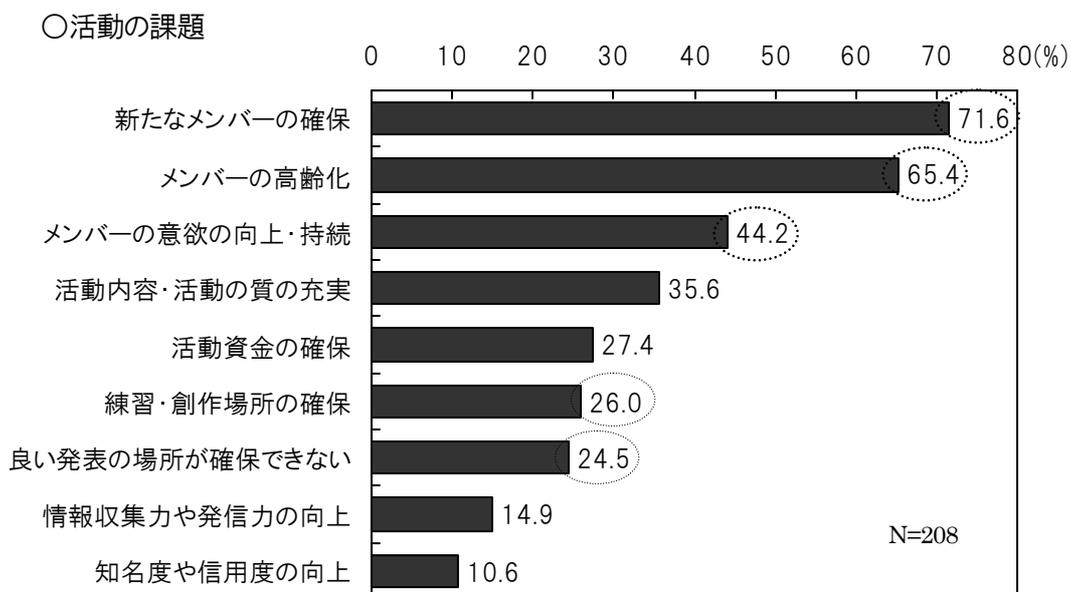
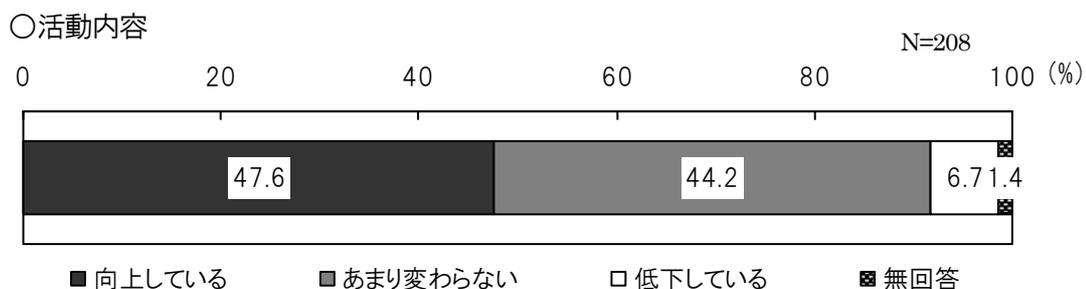
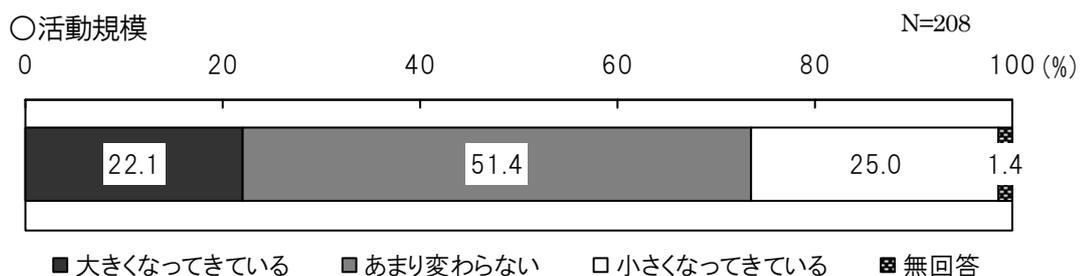
	団体数	団体会員数（人）
合計	1,036	12,904
洋楽	90	1,377
邦楽	135	1,461
日舞	78	791
洋舞	86	1,924
演劇	11	100
美術	66	941
書	87	788
工芸	127	1,389
写真	20	271
生活文化	64	848
映像文化	5	43
文芸	59	737
伝統文化	174	2,051
郷土文化	9	109
市民組織	25	74

資料：豊田市

注：文化団体協議会、交流館自主グループの合計値（平成19年）

文化団体の活動規模は「あまり変わらない」団体が多いが、活動内容は「向上している」団体が47.6%と多い。

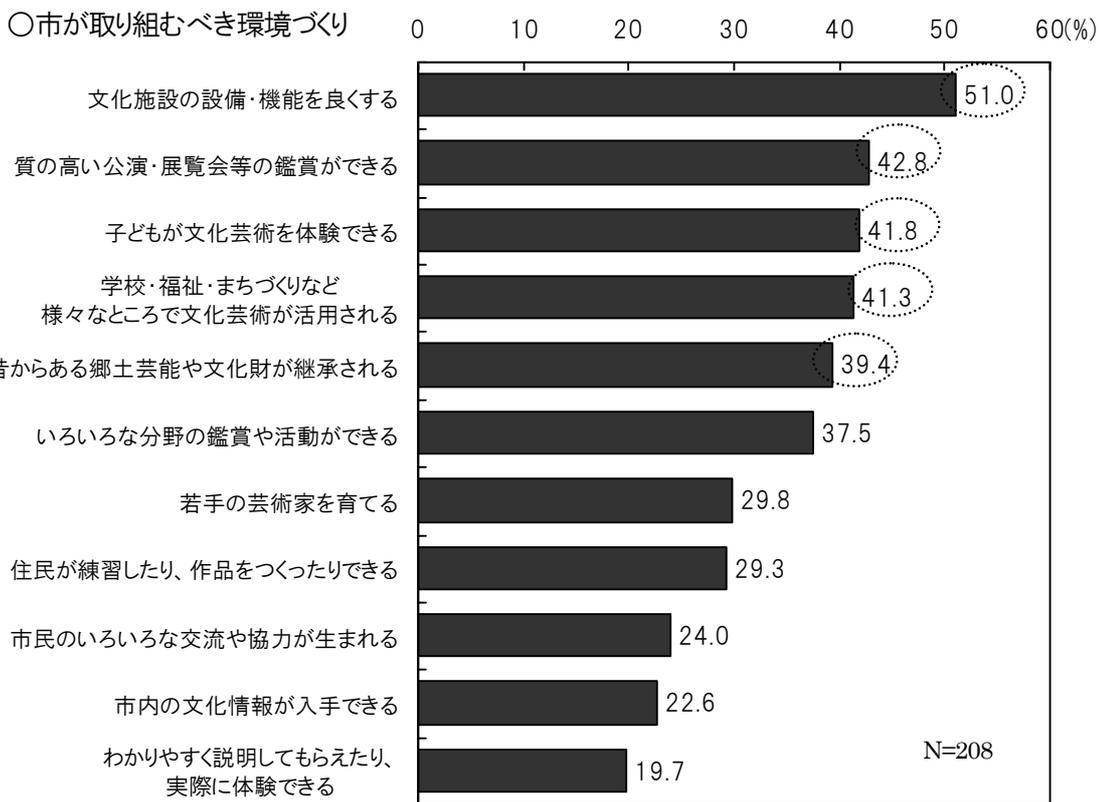
活動の課題としては、特に「新たなメンバーの確保」「メンバーの高齢化」「メンバーの意欲の向上・持続」といったメンバーに関する回答が上位を占める。また、「練習・創作場所の確保」「良い発表の場所が確保できない」といった施設面の課題も、4団体に1団体の割合で回答されている。



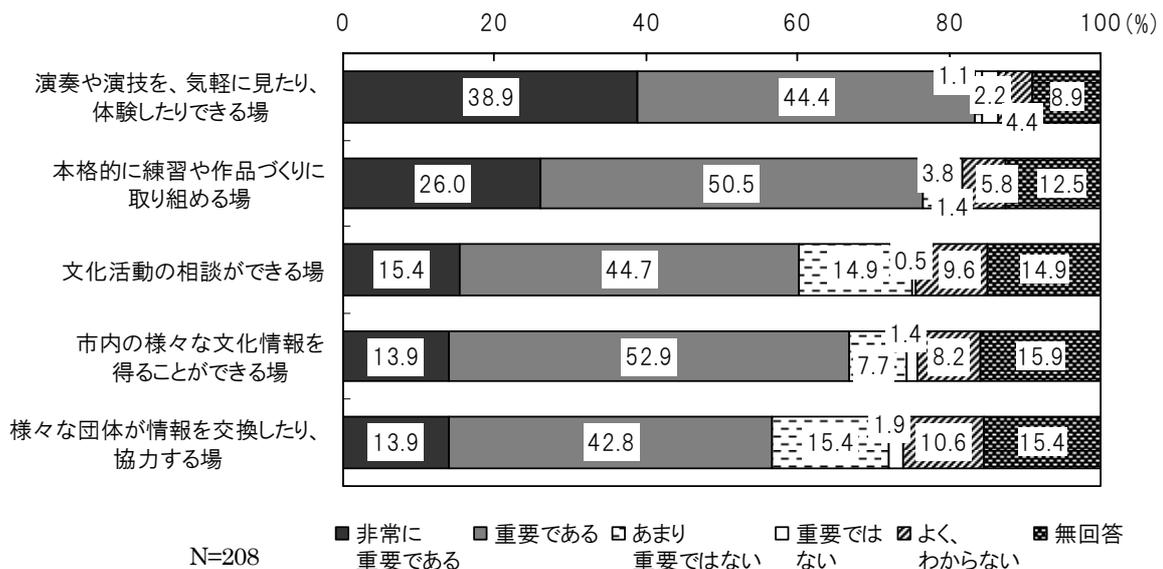
資料：豊田市「文化関係者アンケート」（平成19年）

市が取り組むべき環境づくりについて、「文化施設の設備・機能を良くする」「質の高い公演・展覧会等の鑑賞ができる」「子どもが文化芸術を体験できる」「学校・福祉・まちづくりなど様々なところで文化芸術が活用される」「昔からある郷土芸能や文化財が継承される」などの回答率が高い。

必要な活動の場としては、体験、本格的な練習、相談、文化情報、交流などがキーワードとしてあがっている。



○必要な文化活動の場



資料：豊田市「文化関係者アンケート」(平成 19年)

1-3 全国の動向及び市民意向における豊田市の文化を取り巻く動向のまとめ

全国の文化を取り巻く動向、豊田市民の文化活動及び意向をふまえると、豊田市の文化を取り巻く動向は、次のように整理できる。

○文化芸術を創造・発表・鑑賞することができる環境の整備の必要性

文化を創造し、享受することが市民にとって、かけがえのない大切なことであり、個人一人ひとりにも地域全体にも様々な効果を及ぼすことが認められ、その環境整備が求められている。

○市全体の歴史等を共有する環境の整備の必要性

文化財を市民へ開放することや身近な場所での鑑賞機会が望まれる一方で、本市の歴史・文化について誇りや愛着が薄い市民が多い。また、市町村合併によって多様な歴史が共存することとなり、新豊田市としての歴史の共有と発信や市民としてのアイデンティティの共有が必要で、市全体の歴史等を学習・継承していく環境整備が求められている。

○地域施設と拠点施設の機能分担と連携の必要性

創作や鑑賞などの文化活動は市民にある程度、定着しており、文化行政へのニーズは非常に多様になっている。ニーズに的確に対応するためには、市民に身近な地域における文化環境の充実と、市の文化芸術を牽引していく拠点機能など、施設の機能分担と連携が必要である。

○文化芸術を活かしたまちづくりの必要性

社会が大きな転換点を迎える中で、都市間競争・産業振興・市民生活の豊かさなどの面において、文化芸術の持つ創造性が重要な要素となることが認識されつつあり、文化芸術を戦略的に活用することで、地域社会全体を活性化し、都市の魅力を高めていこうという動きが広がっている。

2 現行の豊田市文化ゾーン整備基本構想及び上位・関連計画

2-1 現行の豊田市文化ゾーン整備基本構想の概要

(1) 現行の豊田市文化ゾーン整備基本構想の概略

策定年月	平成2年8月
策定体制	豊田市文化ゾーン研究会（昭和63年度～平成元年度）
ゾーン面積	62.5ha
文化ゾーンとは？	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活をより充実させるための文化志向が強くなってきている中で、多様化、高度化する人々の活動を支援するために、様々な施設や機能、サービスを一定区域に複合的に集め、文化創造活動の活性化を図るとともに、そうした活動を通して人の輪、活動の輪がひろげられるような区域。 ・文化創造の拠点となる中枢機能。
コンセプト	<p>【文化ゾーンの機能コンセプト】 広域対象の情報発信機能を備えた参加型文化活動拠点</p> <p>【文化ゾーンの整備コンセプト】 緑に囲まれた複合文化タウン</p>
ゾーン整備の方向性	<p>○南北2拠点整備</p> <p>将来計画の毘森公園内野球場跡と童子山小学校跡を施設整備の2拠点と考え、ここへ施設機能集積を進めるとともに、この拠点を結ぶ回遊路として枝下緑道を位置づける。2拠点と緑道周辺を中心に環境整備を進める。</p>
全体イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「身近な文化」「参加する文化」をイメージし、緑に囲まれた都市型文化施設として賑わいと楽しさを持たせる。 ・大都市では実現不可能な広い地域を利用した多様な機能を付加し、文化活動の動機付けから活動の普及まで幅広い活動を行う。
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ○質の高い居住環境として単なる緑ではなく、文化と自然とが融合したゾーン整備を目指す。 ○豊田市民ばかりではなく、広い地域の文化創造活動拠点にふさわしい施設の充実を目指す。 ○より多くの人に文化活動を体験してもらうために[開かれた文化][身近な文化]を目指す。 ○文化ゾーンをきっかけに人の輪、活動の輪が広がるよう人々の交流と憩いの場を目指す。

(2) 機能配置

○創作の森ゾーン 美術館を核とした[鑑賞][創作][交流]の場

①シンボリックゾーン（童子山小学校跡地及び七州城址公園のゾーン）

文化ゾーンのシンボルとしての美術館を核とした中心的なゾーン。緑に囲まれた、市民が身近に芸術に触れられる自然の中の美術館を計画する。【施設：美術館、情報センター、高橋節郎記念館】

②創作活動ゾーン（シンボリックゾーンの北部隣接地域）

市民の文化活動の中心的な場。音楽、美術、演劇といった幅広い分野の活動が行えると同時に、広く市民の文化活動を支援できる情報サービスも行う。また、こうした活動を通しての市民間の交流ばかりでなく、プロの活動家らの交流ができる環境も整える。【施設：市民アトリエ、市民練習スタジオ、体験・文化教室、アーティストビレッジ、博物館】

○緑と野外活動のゾーン 緑の中で憩うばかりではなく、自然の中で創作活動もできる「自然」と「文化」のゾーン

③野外活動ゾーン（毘森公園の広場ゾーン部）

自然の中で市民が自由に思い思いの活動ができる練習・創作広場や野外ステージを計画する。また、彫刻などの野外展示も行い、訪れた市民も身近に文化活動を見て楽しめる環境づくりを進める。【施設：野外ステージ、練習・創作広場、イベント広場、彫刻展示】

④親林休養ゾーン（毘森公園の自然公園部）

毘森公園の自然林を残すとともに、散策路や自然の景観を利用した日本庭園などを計画し、文化ゾーンを訪れる人々の憩いの場を提供する。【施設：散策路、日本庭園】

○交流の広場ゾーン 市民文化会館における文化活動の発表やイベントを通じて、広い地域の人々との交流ができる交流文化ゾーンと、豊田市の歴史に触れることができる歴史修景ゾーンから構成される「交流」と「歴史」のゾーン

⑤交流文化ゾーン（市民文化会館）

現在の市民文化会館を充実し、市民の活動成果の発表の場やイベント会場を提供するとともに、文化ゾーン全体としてのイベントや展示会などを企画運営する。また、文化活動を行っている愛好家やグループ間の交流の場になる。【施設：市民文化会館の充実】

⑥歴史修景ゾーン（枝下用水左岸ゾーン・ハス池跡周辺）

文化ゾーンの中で歴史文化の拠点になる。七州城址公園と歴史的空間を表現した和風庭園を持つ歴史公園を一体的に計画し、地域の歴史を後世に伝えていく。【施設：歴史に学ぶ創作の道、七州城址公園、歴史公園】

(3) 文化ゾーンネットワーク構想

○歩行者のための[水と緑の回廊] 豊田市駅周辺と文化ゾーン、文化ゾーン内の各施設を結ぶ遊歩道（歩いて楽しい小道）

①緑の都市軸

- ・緑と憩いの都市的緑道（広い歩道、緑地帯、休憩施設、各種店舗）
- ・のんびり歩きながらウィンドウショッピングも楽しめる歩行者中心の道路

②親水プロムナード

- ・枝下用水沿いの遊歩道（枝下用水の清流化、ポケットパーク、親水公園）
- ・水の中に入って遊んだり、水辺の散策が楽しめる歩行者専用の小道

③創作の道

- ・歴史と未来をテーマにした遊歩道（木道、じゃり道、瓦道、手形を埋め込んだメモリアル歩道など）

④花と緑のプロムナード

- ・花と緑をテーマにした道路（歩道の拡張、カラー歩道、花壇、沿道建物の花をテーマにした演出）
- ・建物も含む道路全体が花の道となるような楽しい雰囲気のある道

○自動車用道路 自動車で訪れる人々、文化ゾーン内に住む住民の方々にとって利用しやすい道路と駐車場

①文化ゾーンを訪れる人々のための道路整備

- ・東西／南北の幹線道路の整備

②生活プロムナードの整備

- ・生活道路に駐車場やふれ合い広場などを配した自動車と歩行車両用のコミュニティ道路

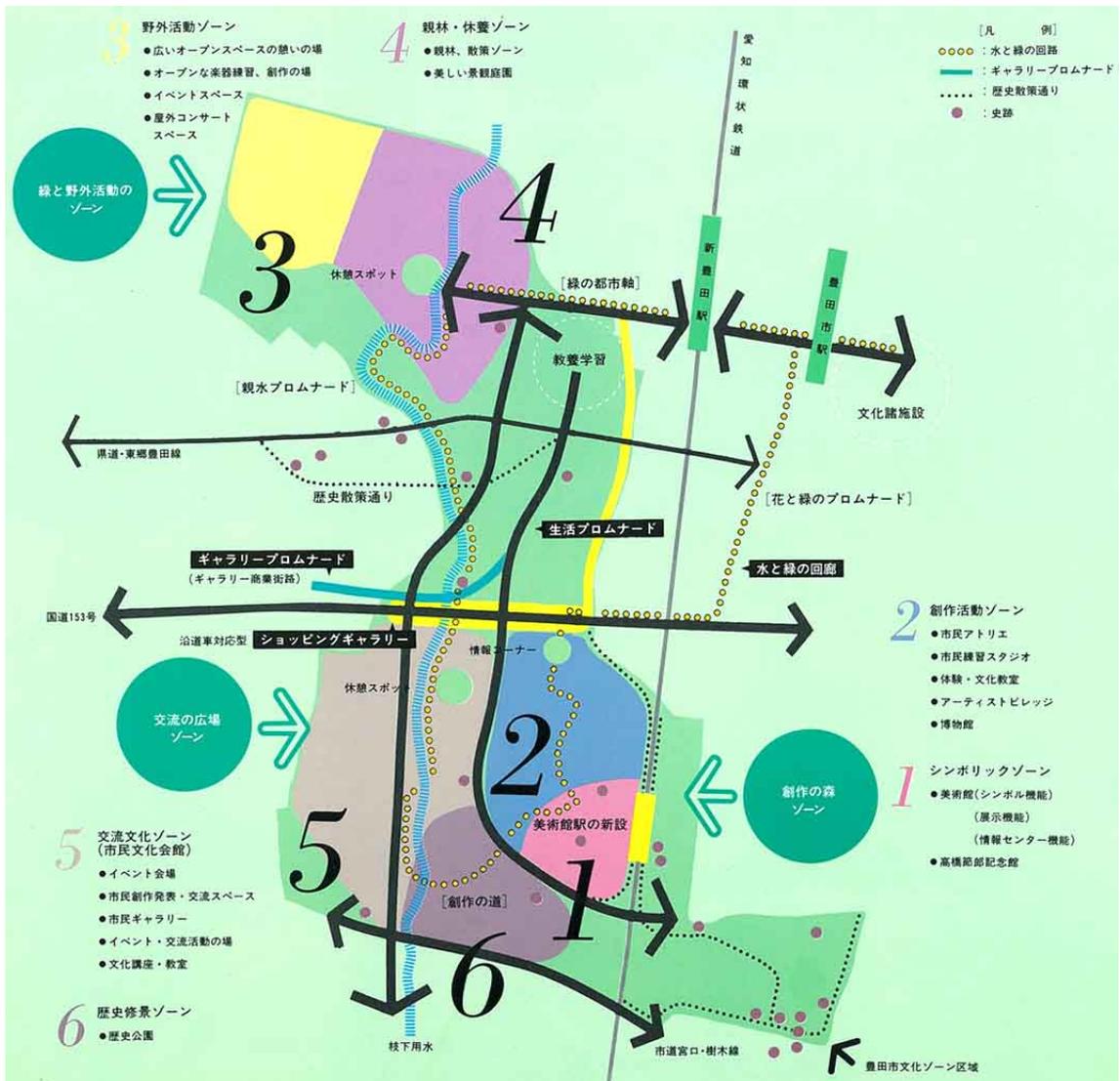
③駐車場整備

- ・主要施設に駐車場を配置

④新駅の建設

- ・美術館に隣接する愛知環状鉄道の新駅建設の要請

(4) 配置ゾーニング図



2-2 上位・関連計画における位置づけ

平成2年策定の現構想を受け、これまで美術館をはじめとした施設整備が進められてきたが、構想策定から20年近くを経ているため、現在の豊田市の行政計画において、現構想に示された文化ゾーンの区域や事業がどういった位置づけにあるのか、改めて確認しておく必要がある。そこで、上位・関連計画から、現構想に示された文化ゾーンの区域や事業に関する記述内容を整理する。

(1) 第7次豊田市総合計画

策定年月	平成20年3月
目標年次	平成29年
将来都市像	人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた
めざすべき姿	①生涯を安心して生き生きと暮らせる市民 ②共働による個性豊かな地域 ③水と緑につつまれたものづくり・環境先進都市

○土地利用基本構想（核の整備方針）の中での位置づけ

文化ゾーン一帯は、文化芸術をはじめとした多様かつ高水準の都市的サービスを楽しむ多核ネットワーク型都市の中心に位置づけられる“都心（センターコア）”に含まれる。都心（センターコア）では、高次の文化・交流機能の誘導が示され、市民、企業、来訪者のすべてに魅力的で、環境と調和した活力ある都市空間の形成を図ることとなっている。

○分野別計画（Ⅲ 育成学習）の中での位置づけ

芸術・文化・歴史分野では、「文化創造活動の推進」と、「郷土の歴史・文化の保存と再生」の2つの施策を位置づけている。

文化創造活動の推進の中では、施策内容として、「文化創造活動の場の提供」を挙げ、具体的には、(仮)豊田市文化交流センター整備事業により、「体験」「創造」「交流」を機軸に文化創造活動の拠点施設を建設することが位置づけられている。

また、郷土の歴史・文化の保存と再生の中では、「歴史・伝統文化の活用の推進」を挙げ、具体的には、(仮)豊田市ふるさと歴史館整備事業により、本市の歴史・文化を学び、体験する施設を整備することが位置づけられている。

(2) 豊田市教育行政計画（改訂版）

策定年月	平成 20 年 3 月
計画期間	平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月（平成 20 年度～平成 24 年度）
基本理念	多様な市民一人ひとりが、自ら学び、共に高め合う共生共創社会の実現
基本方針	①市民が自ら主体的に行う活動の支援 ②市民が共に高め合うためのネットワークづくり ③市民のための「新しい学びのスタイル」の実現

○基本理念 多様な市民一人ひとりが、自ら学び、共に高め合う共生共創社会の実現

多様な市民が、生涯を通じて、自ら主体的に、文化活動、教育・学習活動などに取り組むとともに、それぞれ異なる人々が共に交流することによって、相互に高め合い、新しい価値や文化を創造するような社会（＝共生共創社会）をめざすとしている。

○重点プロジェクト5「市民力発揮の舞台づくりプロジェクト」の中での位置づけ

具体的な展開策の一つとして、音楽、美術、演劇などの練習や創作活動等ができる「(仮)豊田市文化交流センター」、合併により広域化した本市の歴史を概括的・統括的に紹介し、博学連携による市民の歴史学習の場として「(仮)豊田市ふるさと歴史館」など、市の文化振興の拠点施設が位置づけられている。

(3) 豊田市文化芸術振興計画

策定年月	平成 20 年 4 月
目標年度	平成 29 年度
基本理念	ふるさとの文化を継承し 新たな文化を創造して 人が輝き誇りがもてるまちづくりをめざします
基本目標	①個性が輝き、創造性あふれる人づくり ②多様な活動主体がつながり、支える仕組みづくり ③魅力ある文化都市としての基盤づくり

○基本目標Ⅱ「多様な活動主体がつながり、支える仕組みづくり」の中での位置づけ

施策方針「地域固有の伝統文化の継承支援」では、「貴重な地域に残る伝統文化や郷土芸能を継承していく環境を整える」ことが謳われている。これを受けた重点事業の一つとして、「歴史文化を継承する環境の整備」が位置づけられ、本市の歴史や伝統文化を学び、体験する（仮）豊田市ふるさと歴史館を整備することとなっている。

○基本目標Ⅲ「魅力ある文化都市としての基盤づくり」の中での位置づけ

施策方針「文化活動施設の整備」では、「今後も、拡大、多様化する市民の文化芸術活動に対応し、効果的な施設整備に努める」ことが謳われている。これを受けた重点事業の一つとして、「（仮）豊田市文化交流センターの整備」が位置づけられ、文化活動を通じて、人が集まり、それぞれが交わり、新しい文化を創り出す拠点として、市民に親しまれる賑わいの場を整備することとなっている。

(4) 豊田市都市計画マスタープラン

策定年月	平成 20 年 3 月
目標年度	平成 29 年度
都市づくり目標	①環境に配慮した快適で魅力ある都市づくり ②ものづくり基盤の更なる強化を支える都市づくり ③安全・安心の都市づくり ④都市と中山間地域が共生するまちづくり ⑤共働による地域特性を活かしたまちづくり

○都市施設整備の方針（その他都市施設等の方針）の中での位置づけ

基本的な考え方として、「文化創造活動を支援する施設整備」が示されている。具体的な方針では、「文化創造・スポーツ活動拠点等の整備」の中で、文化芸術の創造活動や市民の創作活動体験の場の拠点となる（仮）文化交流センターの整備推進が謳われている。

○地域別方針（中部地域の方針）の中での位置づけ

整備方針のその他都市施設等において、豊田東高等学校跡地における（仮）文化交流センターの整備推進が示されている。

(5) 豊田市緑の基本計画

策定年月	平成 20 年 3 月
目標年度	平成 29 年度 (数値目標) (※他は中長期的視点から策定)
めざすべき緑の姿	水と緑につつまれたものづくり・環境先進都市

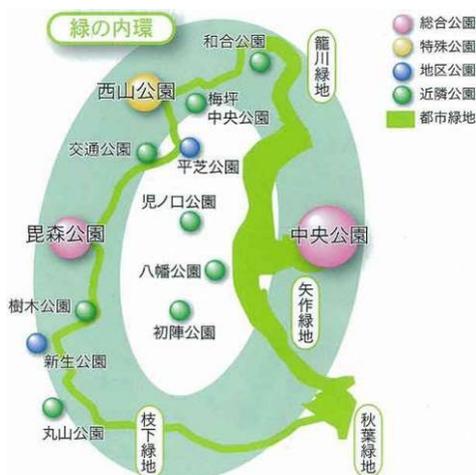
○重点プロジェクト1 「緑の環境都市軸」の形成の中での位置づけ

文化ゾーン一帯は、都心地区として緑化推進を重点的に図る「緑化重点地区」(約 500ha)に設定されており、一部は、さらに緑被面積の増加を目標とする「緑化地域」指定を検討する区域(約 196ha)にも含まれている。また、緑の環境都市軸を形成する方策として、毘森公園、(仮)豊田市文化交流センター・美術館が、緑の拠点として整備することとされている。



○重点プロジェクト2 「緑の内環」の形成の中での位置づけ

文化ゾーンに含まれる毘森公園、枝下緑地は、都心における環境改善、良好な都市景観の形成、ヒートアイランドの抑制、防災やレクリエーションの場の確保などを目的とした「緑の内環」として位置づけられている。なお、毘森公園は再整備により、防災機能の強化を図ることとなっている。

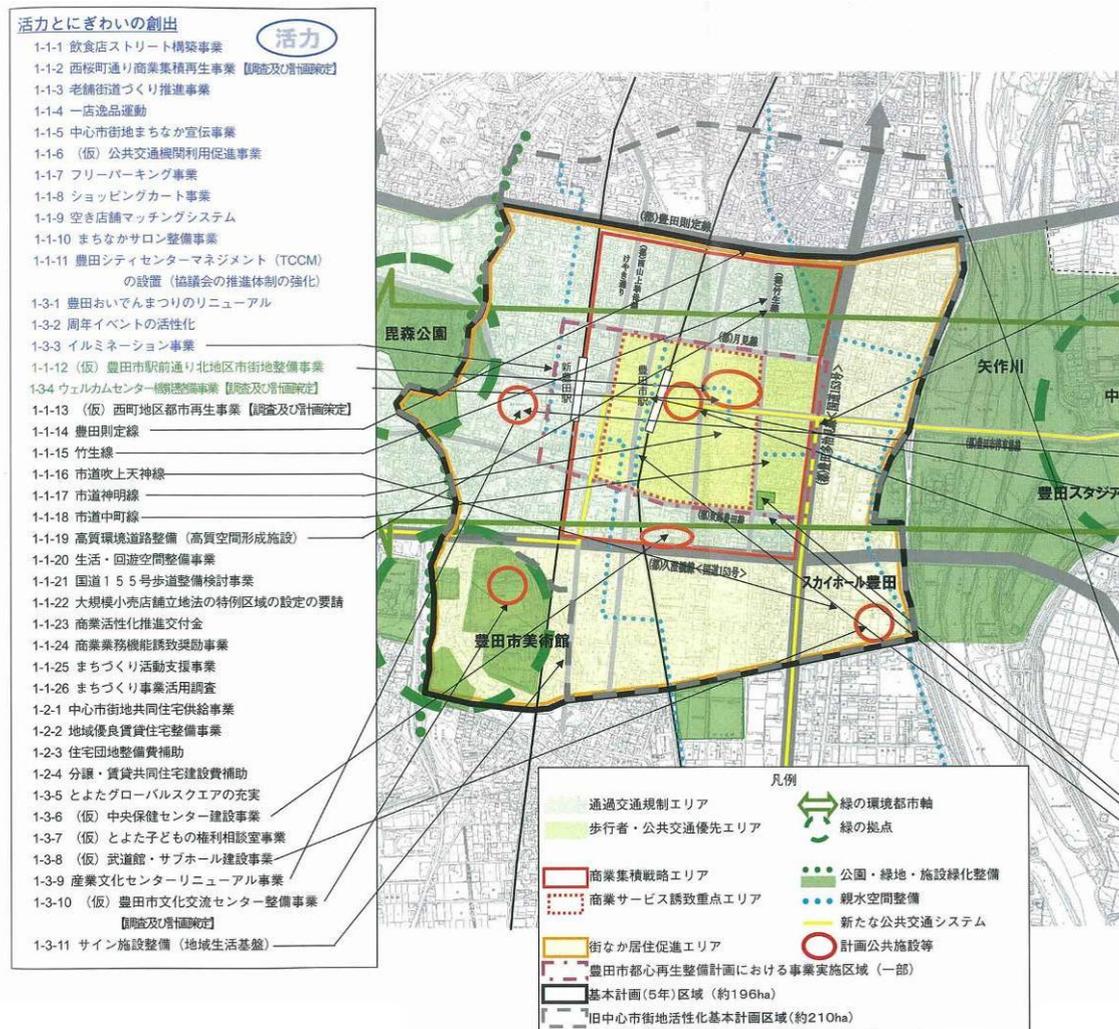


(6) 豊田市中心市街地活性化基本計画

策定年月	平成 20 年 7 月 (国の認定)
計画期間	平成 20 年 7 月～平成 25 年 3 月
将来像	緑の環境都市軸 (スタジアムアベニュー) の創造
区域	約 196ha
目標	①活力とにぎわいの創出 「活力」 ②公共交通と自動車交通が調和した交通体系の実現 「交通」 ③環境に配慮したまちづくりの実践 「環境」

○目標1 活力とにぎわいの創出「活力」の中での位置づけ

方針の一つ「国際性豊かな市民交流の促進や、文化機能の集積を図り、活力ある中心市街地をめざす」を実現するための事業として、「(仮) 豊田市文化交流センター整備事業 (調査及び計画策定 H19～24)」が位置づけられている。



2-3 現構想の文化ゾーンに対する上位・関連計画の位置づけのまとめ

現行の豊田市文化ゾーン整備基本構想に示された文化ゾーンに対する上位・関連計画での位置づけを整理すると、次の4点が指摘できる。

○共生共創社会実現への環境整備

共生共創社会の実現に向けて、文化活動、学習活動等を行ったり、活動の成果を活用したりすることによって、一人ひとりが市民力を発揮して社会の中で活躍する舞台、あるいは一人ひとりが学習成果を活かせる舞台の提供と充実が求められている。具体的な展開策として、音楽、美術、演劇などの練習や創作活動の場としての機能を持った交流拠点の整備が位置づけられている。

[豊田市教育行政計画]

○市民の文化芸術に関する活動・創造の場づくり

ふるさとの文化の継承、新たな文化の創造を通したまちづくりを目指す中で、個性や創造性あふれる人づくり、多様な活動主体のつながりやそれを支える仕組みづくりに加え、魅力ある文化都市としての基盤づくりが求められている。

また、豊田の文化を継承しながら、拡大・多様化が予想される市民の文化芸術活動に対応するため、市民が本市の歴史や伝統文化を学び・体験する場、文化芸術活動を行う場、文化芸術活動を通じて創造する場の整備・充実を図ることが位置づけられている。

[第7次豊田市総合計画、豊田市教育行政計画、豊田市文化芸術振興計画]

○都心(センターコア)への文化・交流機能の集積

都心地区を、文化芸術をはじめとした多様な都市的サービスを楽しむ、市民交流や文化活動を通して活力ある中心市街地とするために、文化・交流機能の集積を図ることが位置づけられている。

また、文化ゾーンに関連する具体的な事業としては、(仮)豊田市文化交流センターの整備が位置づけられており、既存施設の活用も含め、都市型観光ゾーンの形成も担うこととなっている。

[第7次豊田市総合計画、豊田市教育行政計画、豊田市文化芸術振興計画、豊田市都市計画マスタープラン、豊田市中心市街地活性化基本計画]

○都心(センターコア)での緑づくり

都心地区においては、緑の環境都市軸の形成を図ることとされており、東側の緑の拠点である中央公園に対し、西側の緑の拠点として、毘森公園や(仮)豊田市文化交流センター・美術館が位置づけられている。なお、文化ゾーンを縦断する枝下緑地は、緑の内環を形成する都市緑地として位置づけられている。

[豊田市緑の基本計画、豊田市中心市街地活性化基本計画]

3 市内の文化関連施設の整備状況

3-1 市内の文化関連施設の整備状況

(1) 市内の文化関連施設の概要

市内には多くの文化関連施設が立地している。様々な施設があるが、おおよそ次の3つのタイプに分類できる。

- ①文化芸術に係る中央施設
- ②歴史に係る文化関連施設（郷土資料館等）
- ③地域の文化芸術活動の場となる施設（コミュニティセンター・交流館等）

上記のタイプ別に、市内の文化関連施設を整理する。特に、「①文化芸術に係る中央施設」については、個々の施設の概要を整理している。

①文化芸術に係る中央施設

文化芸術に係る中央施設は、市内に9施設あり、地域文化広場が高岡地区である以外は、いずれも豊田市の中心地区である挙母地区に立地している。ホール（No.1～4に有り）は音楽コンサートや演劇などの公演及び鑑賞に使用されるほか、市民の文化芸術活動の発表の場としても使用されている。また、視聴覚ライブラリー、美術館、中央図書館などは、専用施設として、多くの市民に親しまれている。

No.	施設名	施設概要
1	福祉センター (旧アイプラザ 豊田)	地上4階・地下1階／昭和47年開館 敷地面積9,197m ² ／延床面積3,961m ² ・講堂(590席、楽屋、控室)、小ホール、相談室6、会議室6、和室2、ボランティアルーム、応接室、音訳機械室、点字機械室
2	コンサートホール・能楽堂	参合館8～13Fフロア／平成10年開館／延床面積11,555m ² ○コンサートホール(1,004席、楽屋7／控室2／リハーサル室2) ○能楽堂(458席、楽屋5)
3	市民文化会館	地上4階・地下1階／ 小ホール(昭和50年開館)／大ホール(昭和56年開館) 敷地面積33,534m ² ／建築面積8,295m ² ／延床面積17,225m ² ・大ホール(1,878席、楽屋7)、小ホール(436席、楽屋5)、展示室2、リハーサル室、練習室3、会議室3、和室

No.	施設名	施設概要
4	産業文化センター	地上5階・地下1階／昭和60年開館 敷地面積 22,069m ² ／建築面積 4,890 m ² ／延床面積 12,904 m ² ○産業科学センター ・小ホール (240 席)、多目的ホール、会議室 5、視聴覚室、応接室、大広間、プラネタリウム、科学体験館 ○とよた男女共同参画センター ・情報交換室、託児室、会議室 2、調理実習室、多目的室 ○教養文化センター ・健康教室、和室、教室 3、料理教室、音楽室 4
5	地域文化広場	地上2階／昭和56年開館 敷地面積 53,000m ² ／建築面積 5,330 m ² ／延床面積 6,860 m ² ○けやきホール ・集会室、音楽室、アトリエ、和室 2、子ども体験館 (工作室、陶芸教室、おもちゃ広場など) ○スポーツ施設 ・体育館、柔道場、屋内プール、テニスコート、運動広場 ※敷地内には、他に茶室あり。
6	市民ギャラリー	VITS 豊田タウン B1F フロア／平成3年開設 ・展示室 3
7	視聴覚ライブラリー	地上3階／昭和54年開館 敷地面積 3,237m ² ／建築面積 609m ² ／延床面積 1,793 m ² ・スタジオ 2、研修室 2、控室、集会室、会議室 2、指導員室、閲覧室、視聴覚室、研究室、教材製作室、教材教具保管室、団体室
8	美術館	地上3階・地下2階／平成7年開館 敷地面積 30,041 m ² ／建築面積 6,804 m ² ／延床面積 11,121 m ² ・講堂、展示室 8、市民ギャラリー、図書閲覧室、高橋節郎館 (展示室 2) ※敷地内には、他に茶室あり。
9	中央図書館	参合館 3～7F フロア／平成10年開館／延床面積 12,567 m ² ・蔵書数 : 約 94 万冊 ・閲覧席 : 683 席 ・蔵書能力 : 130 万冊 (開架 40 万冊、閉架 90 万冊)

(注) 上記のほか、民間によって設置されている類似の文化関連施設として、JA あいち豊田本店ふれあいホールや、カバハウス (トヨタ自動車労働組合) などがある。

②歴史に係る文化関連施設

豊田市や各地域の歴史・文化を伝える文化関連施設で、歴史的建造物を活用した施設も多い。資料展示のほか、和室が備えられている施設もある。

No.	施設名
10	郷土資料館
11	六鹿会館
12	松平郷館
13	近代の産業とくらし発見館
14	喜楽亭
15	民芸館
16	猿投棒の手会館 (猿投棒の手ふれあい広場)
17	藤岡民俗資料館

No.	施設名
18	小原郷土館
19	和紙のふるさと
20	足助中馬館
21	足助資料館
22	香恋の館
23	旭郷土資料館
24	稲武郷土資料館

③地域の文化芸術活動の場となる施設(コミュニティセンター・交流館等)

地域に密着した文化芸術活動の場として、各地域に設置されている文化関連施設で、コミュニティセンター、交流館などがある。各施設は、多目的ホール、図書室、会議室、音楽室、工作室、研修室、学習室、和室、調理実習室などを備えている。

No.	施設名
25	前林交流館
26	高岡コミュニティセンター
27	若園交流館
28	若林交流館
29	上郷コミュニティセンター・上郷交流館
30	末野原交流館
31	竜神交流館
32	豊南交流館
33	松平コミュニティセンター・松平交流館
34	益富交流館
35	美里交流館
36	朝日丘交流館
37	崇化館交流館
38	西部コミュニティセンター
39	逢妻交流館

No.	施設名
40	梅坪台交流館
41	高橋コミュニティセンター
42	高橋交流館
43	猿投台交流館
44	猿投コミュニティセンター・井郷交流館
45	保見交流館
46	猿投北交流館
47	猿投棒の手ふれあいホール (猿投棒の手ふれあい広場)
48	石野交流館
49	藤岡交流館
50	藤岡ふれあいの館
51	小原交流館
52	足助交流館
53	下山交流館
54	旭交流館

(2) 市内の文化関連施設の立地状況

①文化芸術に係る中央施設

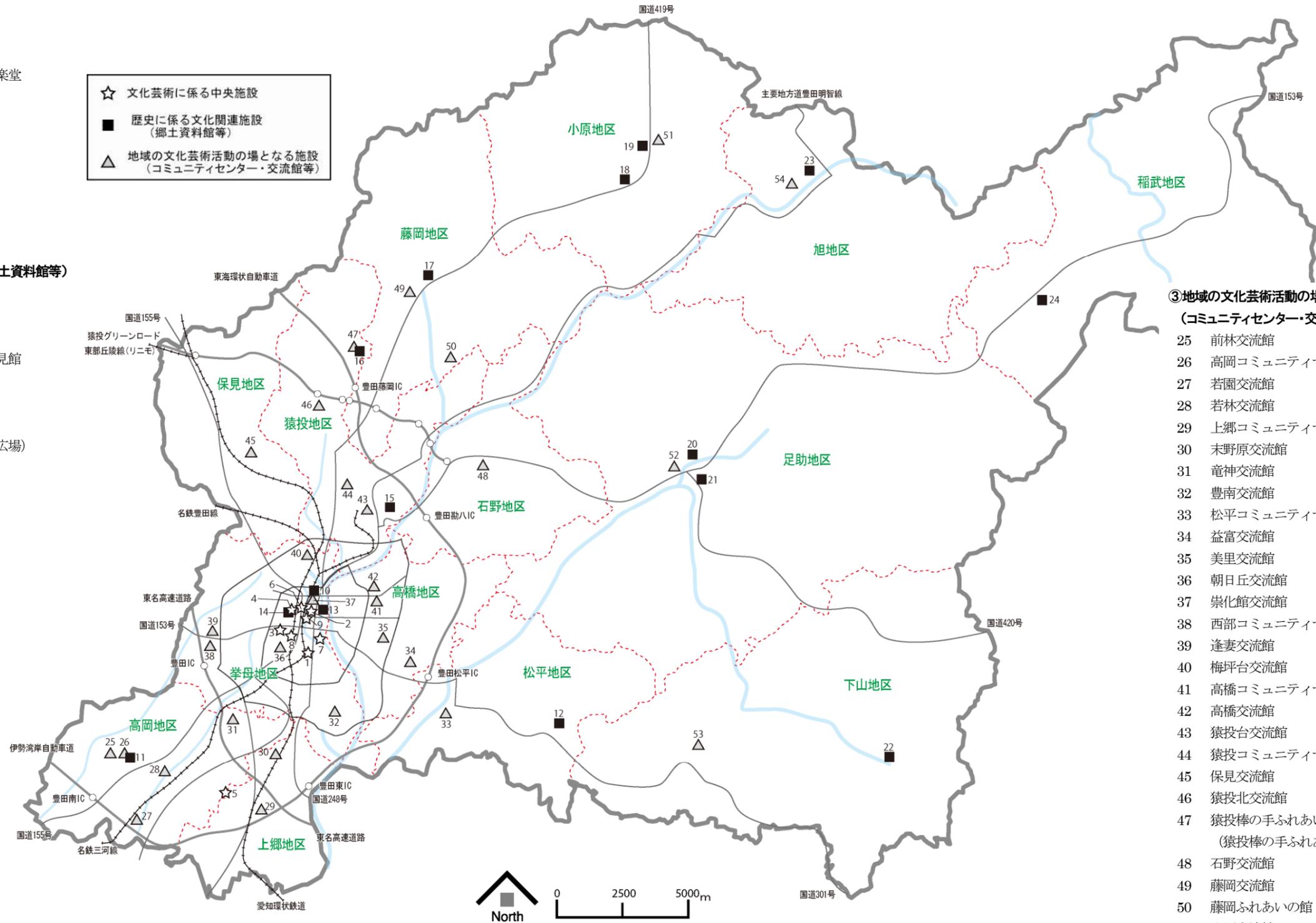
- 1 福祉センター
- 2 コンサートホール・能楽堂
- 3 市民文化会館
- 4 産業文化センター
- 5 地域文化広場
- 6 市民ギャラリー
- 7 視聴覚ライブラリー
- 8 美術館
- 9 中央図書館

②歴史に係る文化関連施設(郷土資料館等)

- 10 郷土資料館
- 11 六鹿会館
- 12 松平郷館
- 13 近代の産業とくらし発見館
- 14 喜楽亭
- 15 民芸館
- 16 猿投棒の手会館
(猿投棒の手ふれあい広場)
- 17 藤岡民俗資料館
- 18 小原郷土館
- 19 和紙のふるさと
- 20 足助中馬館
- 21 足助資料館
- 22 香恋の館
- 23 旭郷土資料館
- 24 稲武郷土資料館

③地域の文化芸術活動の場となる施設
(コミュニティセンター・交流館等)

- 25 前林交流館
- 26 高岡コミュニティセンター
- 27 若園交流館
- 28 若林交流館
- 29 上郷コミュニティセンター・上郷交流館
- 30 末野原交流館
- 31 竜神交流館
- 32 豊南交流館
- 33 松平コミュニティセンター・松平交流館
- 34 益富交流館
- 35 美里交流館
- 36 朝日丘交流館
- 37 崇化館交流館
- 38 西部コミュニティセンター
- 39 逢妻交流館
- 40 梅坪台交流館
- 41 高橋コミュニティセンター
- 42 高橋交流館
- 43 猿投台交流館
- 44 猿投コミュニティセンター・井郷交流館
- 45 保見交流館
- 46 猿投北交流館
- 47 猿投棒の手ふれあいホール
(猿投棒の手ふれあい広場)
- 48 石野交流館
- 49 藤岡交流館
- 50 藤岡ふれあいの館
- 51 小原交流館
- 52 足助交流館
- 53 下山交流館
- 54 旭交流館



3-2 市内の文化関連施設の整備状況からみた必要な機能

市内の文化関連施設の整備状況の整理から、次の2つが本市の文化芸術振興の拠点機能として必要である。

○文化芸術の創造活動を担う拠点機能

市民や芸術家が身近に学習・練習する場としては、コミュニティセンターや交流館等が各地区に整備されている。しかし、文化芸術に関する中央施設については鑑賞や発表を主目的とした施設であることから、より高度な活動、質の高い作品制作など、本格的な創造活動をすることを目的とした施設の整備が必要である。

○歴史の継承を図る拠点機能

合併町村から引き継いだ地域資料館や特定テーマを対象とした個別資料館が市内に点在している。一方、現在の郷土資料館は、旧豊田市域を対象とした施設であり、新市全体の歴史を伝える施設とはなっていない。これらの施設が有機的に連携し、新市の歴史を広く伝えていくためには、その中核を担う施設の整備が必要である。

4 豊田市文化ゾーンの基本方針

4-1 文化ゾーンの意義

文化芸術は、人により創られ、育まれるその地域や社会において、市民の独創的な活動により高められ、まちとの関係性を築きながら発展していく。このことは、まちに根づいて市民の心のよりどころとなり、郷土への愛着を深めるものとなり、さらには、常に新しいまちの魅力を創り出し、まちに活力を与え、世界へ発信できるまちの個性となる。

こうした観点をふまえつつ、第1章から第3章での整理をまとめると、文化ゾーンの意義について次のような整理ができる。

○自ら学び、共に高め合う共生共創社会の実現

- ・様々な分野（美術、音楽、演劇、歴史など）、様々な機能（鑑賞、創造、発表、継承など）が集積することで、多様な市民、アーティスト、クリエイターが集うことにより、新たな分野や他の活動への興味を喚起する。
- ・多様な人の出会いの場、共同制作の場、話し合いの場などを創出することにより、人の輪、活動の輪が広がり、お互いを理解し、高め合いながら、新たな文化芸術創造へとつながる共生共創社会の実現に向けた基盤ができる。

○都市や地域の魅力・創造力の向上

- ・文化ゾーンの形成により高められる文化芸術等の持つ創造性が、本市の魅力向上につながり、市民はもとより国内外の人々を惹きつける都市として持続的な発展を期待することができる。
- ・文化関連施設や情報発信力を充実させるとともに、文化関連施設と調和した住環境形成や良好な景観形成を図ることで、住む人・訪れる人双方にとって、文化的な潤いの感じられる空間が生まれる。

○機能の集積による効率的・効果的な事業展開

- ・機能の高い設備を導入して様々な人・団体が相互利用をすること、市内の文化芸術を牽引する団体の活動拠点となること、本格的なプログラムを実施することなどにより、高度な活動に対する支援を効果的に実施することができる。
- ・文化芸術に関する人材・施設・情報などが集積することにより、分野間・活動間の交流や連携を生み出す相乗効果が期待できる。
- ・文化関連施設へのアクセス道路や駐車場等の共有化（相互利用）、サイン等の共通化をすることができるなど、事業の効率化を図ることができる。

4-2 豊田市文化ゾーンの位置及び区域

(1) 文化ゾーンの位置

文化ゾーンの区域の設定にあたり、全市的な視点からみた位置については、次のような点をふまえ、現構想と同じ位置にて検討することとする。

○都市構造	・多核ネットワーク型都市構造の中心(都心)である	⇒多様な都市機能の集積を図る区域として位置づけられているとともに、豊田市駅及び新豊田駅が近く、市全域と公共交通で結ばれているため、多くの市民が公共交通を利用して来訪しやすい
○都市活力	・中心市街地である	⇒文化芸術等の持つ創造性を中心市街地の活性化に活かし、都市としての魅力向上が期待できる
○ゆとりある空間	・自然豊かで、歴史があり、一定の空間を確保できる	⇒文化の創造・発表・継承等においては、豊かな自然があり、歴史的な地で、一定のスペースを継続的に確保しながら、腰を落ち着けて行うことができる、ゆとりある空間が必要である
○既存施設の有効活用	・文化芸術に係る中央施設が集積している	⇒文化芸術に係る中央施設の既存集積を活かすことができ、様々な文化芸術活動の展開できる文化ゾーン形成がしやすい ※第3章において、文化芸術に係る中央施設が挙母地区、特に都心に集積していることを確認した
○既存計画との整合性	・現構想の文化ゾーンの区域である	⇒これまでの文化ゾーンの整備の成果を継承・発展させることで、既存の取組を活用した効率的な施策展開ができる

(2) 文化ゾーンの区域

現構想においては、62.5ha という広大な区域が文化ゾーンの対象とされているが、本構想においては、現状及び上位・関連計画などの将来計画をふまえ、文化ゾーンの区域を再検討することとする。

現構想における文化ゾーンの区域は、大まかには国道153号を境界として、市民文化会館や美術館を中心とした南側の区域(交流の広場ゾーン、創作の森ゾーン)と、毘森公園を中心とした北側の区域(緑と野外活動のゾーン)に分けられる。そこで、南側の区域と北側の区域のそれぞれについて、現状及び上位・関連計画での位置づけを検討する。

■南側の区域

【現状】

南側の「交流の広場ゾーン」「創作の森ゾーン」では、市民文化会館（昭和 56 年開館）、美術館（平成 7 年開館：童子山小学校跡）のほか、茶華道などに利用される童子苑や又日亭も整備されており、既に多くの市民や市外からの来訪者のある文化芸術活動の拠点となっている。また、この区域の中央を南北に縦断する枝下緑地は、枝下用水沿いの散策空間となっているとともに、文化芸術作品の野外展示イベント会場として利用されるなど、市民の文化芸術活動の場ともなっている。

【将来計画】

既に、「第 7 次豊田市総合計画」「豊田市都市計画マスタープラン」「豊田市中心市街地活性化基本計画」などにおいて、豊田東高等学校跡地での「(仮) 豊田市文化交流センター整備事業」が位置づけられており、この施設整備によって、今後も、市民の文化芸術活動の場としての機能強化を進めていくこととなっている。

■北側の区域

【現状】

北側の区域は、産業文化センターが整備されているが、毘森公園を中心とした「緑と野外活動ゾーン」では、現構想において位置づけられた方向での施設整備は行われていない。また、「緑と野外活動ゾーン」としての位置づけの前提条件であった野球場の移転については、存続の方向で計画されていることから、現構想の実現は実質的に困難となっている。

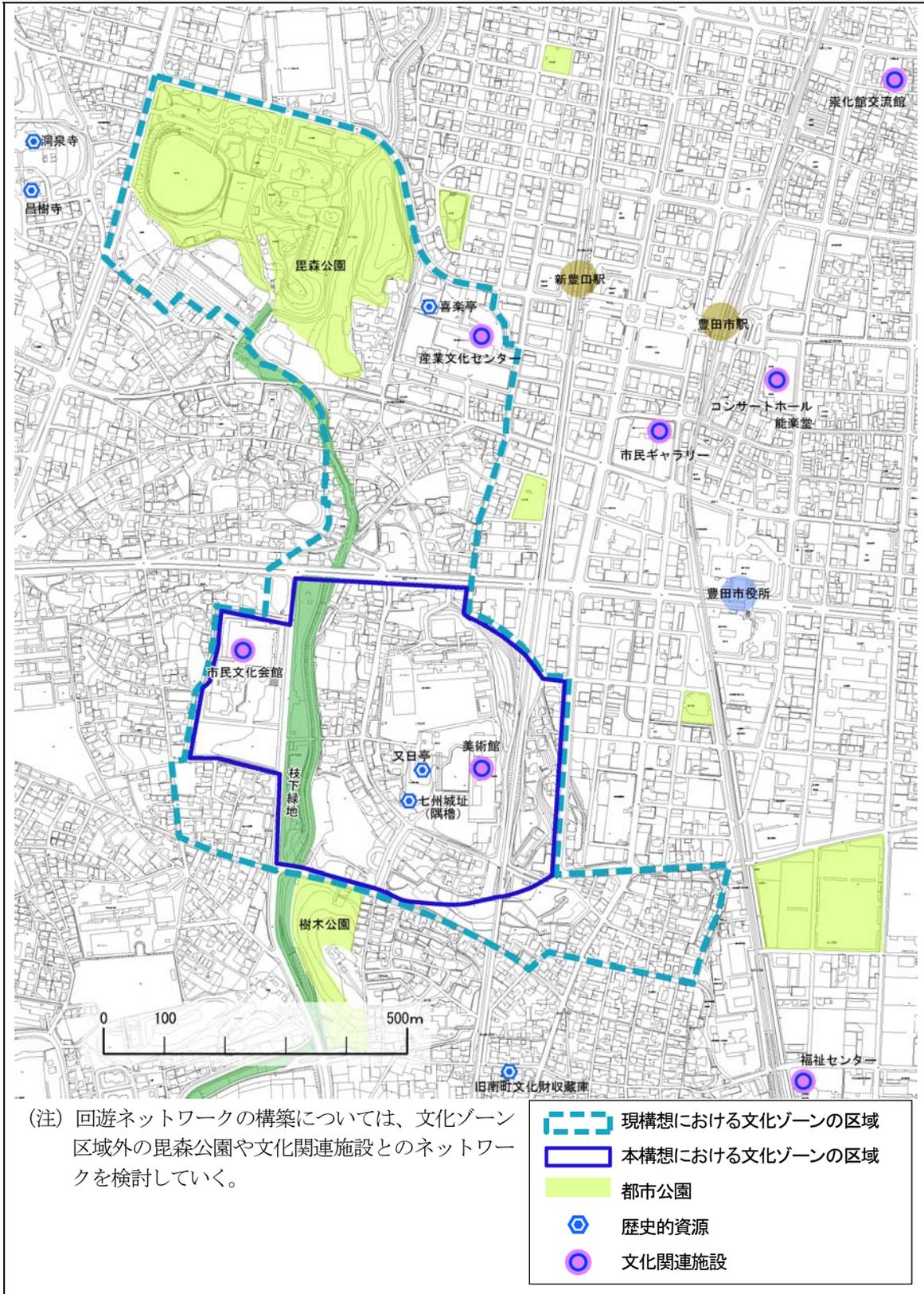
【将来計画】

「第 7 次豊田市総合計画」「豊田市都市計画マスタープラン」「豊田市緑の基本計画」などを受けて、毘森公園や枝下緑地は、「緑の内環」として位置づけられており、また、毘森公園については、「毘森公園基本計画」（平成 20～21 年度）において、既存の緑を活かした公園として再整備するとともに、災害時の防災機能を付加していくことが検討されている。

■区域の設定

北側の区域には、緑の拠点及び防災機能としての役割が求められているため、現構想において想定する文化活動拠点としての機能を南側に集約させる。そのため、北側の区域を対象区域から除外し、本構想における区域を、文化会館や美術館を中心とした南側（約 26ha:現構想における「創作の森ゾーン」「交流の広場ゾーン」）に絞ることとする。これにより、重点的に整備が進められ、求める機能が効率的かつ効果的に発揮でき、文化関連施設が集積されたゾーンを形成することができる。また、文化関連施設と住環境の調和に配慮しながら集中的に基盤を整えることが可能となる。

ただし、文化ゾーンを中心とした回遊ネットワークの構築については、枝下緑地によって毘森公園とつながっていることや、周辺市街地に文化関連施設が点在していることから、これら施設相互の連携や文化芸術活動のさらなる充実を支援するため、毘森公園や周辺の文化関連施設とのネットワークを本構想で検討していくこととする。



文化ゾーンの区域

4-3 豊田市文化ゾーンの区域における現況及び歴史

(1) 文化ゾーンの現況

文化ゾーン内の土地利用現況をみると、市民文化会館や美術館などの文化関連施設とその駐車場が多くを占めており、(仮)豊田市文化交流センターの整備が検討されている豊田東高等学校跡地を含め、文化関連施設のための土地利用が大規模になされている。また、市民文化会館の南側や市道小坂樹木線沿いを中心に、閑静な戸建住宅地が広がっており、文化ゾーン全体としては、文化関連施設と戸建住宅地が一体となった市街地となっている。

なお、平成20年度において、市民文化会館は約40万6千人、美術館は約15万4千人の利用者があり、文化ゾーンは既に市内外から多くの方々が訪れる場所となっている。



枝下緑地の西側には、市民文化会館及び駐車場、童子山こども園がある。なお、童子山こども園周辺は、主に戸建住宅地となっている。

枝下緑地の東側は、市道小坂樹木線沿いを中心に、主に緑豊かな戸建住宅地となっている(ただし、国道153号沿いにはマンションや商業施設あり)。また、枝下緑地沿いでは、南側に美術館駐車場があるほか、北側には、市民文化会館の駐車場不足に対応するための駐車場として整備が予定されている空地がある。

高台となっている童子山一帯は、南側に美術館(及び七州城址公園)、北側に豊田東高等学校跡地があり、ほとんどが公的土地利用となっている。

なお、文化ゾーンの区域の南端では、市道樹木線が整備中である。

文化ゾーンの土地利用現況

(2) 文化ゾーンの歴史

ここでは、本構想における文化ゾーンと周辺地域に係る歴史について整理する。

枝下緑地の東側の童子山一帯（美術館、豊田東高等学校跡地の一帯）の高台には、かつて挙母城の城郭（本丸）が置かれていた。この挙母城は、七つの国（尾張、美濃、信濃、近江、伊勢、伊賀、三河）が望めることから七州城とも呼ばれ、南東方向にあたる樹木町付近に城下町が広がっていた。文化ゾーンの区域は、江戸時代より挙母藩の中心であり、歴史的にみて非常に重要な場所といえる。

なお、挙母城の本丸御殿は、現在の美術館の庭付近にあったとされる。また、本丸御殿の南西隅、現在の美術館へのアプローチの入り口付近には、二重櫓が復元され（昭和 53 年）、童子山に挙母城があったことを今に伝えている。

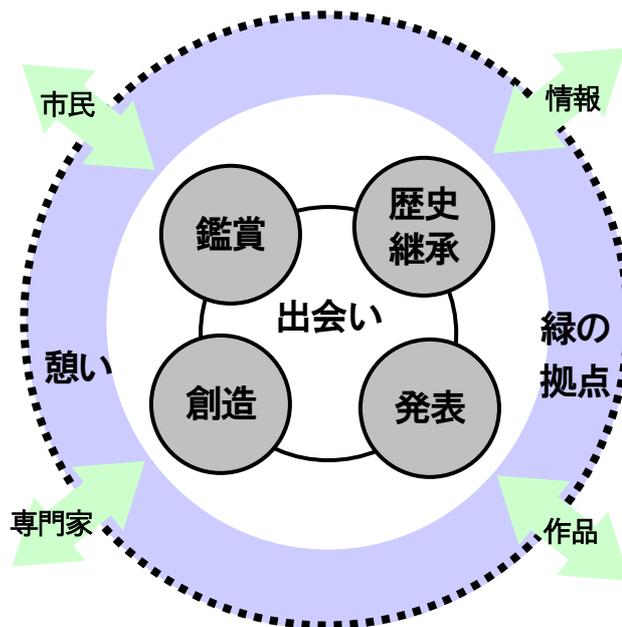
廃城後、城跡には童子山小学校、豊田東高等学校が立地することとなり、童子山一帯は学びの場となった。平成 2 年策定の現構想を受けて、童子山小学校が平成 4 年に移転して跡地に美術館が建設されたことで、童子山一帯は文化芸術の拠点としての色合いへと変わってきている。さらに豊田東高等学校も平成 19 年に移転し、跡地の活用について検討が進められることとなっている。

4-4 豊田市文化ゾーンのコネクト

(1) 文化ゾーンの目指す姿及び機能

全国の文化を取り巻く動向や市民の文化活動及び意向、上位・関連計画での位置づけ、市内の文化関連施設の整備状況、ゾーンの区域における現況及び歴史などをふまえ、目指す姿を次のように設定する。

共生共創社会を実現するため、「ふるさとの文化を継承し 新たな文化を創造して 人が輝き誇りがもてるまちづくり」を目指し、市民が文化芸術について「鑑賞」「創造」「発表」「歴史継承」する中央施設が集積するエリアとして位置づけ、そういった活動を通して「出会い」が生まれる場を目指す。また、文化芸術を活かしながら良好な環境を創出し、すごしやすく、安らぐ「憩いの場」「緑の拠点」の場を目指す。このような諸機能を活かし、市内外から多くの人々が訪れ、様々な文化芸術情報や作品が集まり広く情報を発信していく場となることを目指す。



文化ゾーンの目指す姿 概念図

① 鑑賞機能

■ 社会情勢

文化芸術振興基本法において、文化芸術の享受は国民の権利として位置づけられている。鑑賞活動は、文化芸術を享受するための代表的な活動であり、比較的気軽に参加できるものである。

■ 現構想

現在の美術館周辺をシンボリックゾーンとして位置づけ、鑑賞機能を重視している。美術館が平成7年に開館し、市民文化会館は大小2つのホールを有するなど、文化ゾーンは

市内の鑑賞施設の集積がみられるエリアである。

■必要とされる機能

本市の文化芸術の鑑賞拠点として、美術・音楽・演劇・伝統文化など幅広い分野にわたり、気軽なものから本格的なものまで、多様な市民の鑑賞ニーズに応えられる場とする必要がある。また、コンサートホール・能楽堂、福祉センターなど周辺の中央施設と、連携するとともに機能を分担する必要がある。

■施設イメージ

○美術品展示施設

・絵画や彫刻などの美術作品の展示の場。

○ホール・舞台

・音楽コンサートや演劇などの公演の場。

②創造機能

■社会情勢

文化芸術振興基本法では、文化芸術の創造は享受とならび国民の権利として明示されている。また、文化芸術が有する創造力をまちづくりなどに活用することが全国・世界で注目を集めており、本市の豊田市文化芸術振興計画の基本理念においても「新たな文化の創造」を重視している。

■現構想

美術館の北部（豊田東高等学校跡地）を創作活動ゾーンとして、アトリエ、練習スタジオ、博物館等の整備を位置づけたが、創造機能を担う施設の整備は進んでいない。

■必要とされる機能

現構想の創作活動ゾーンを継承し、作品制作、練習・稽古、学習などによって、市民が自分の手で文化芸術作品を生み出していく場、また、より質の高い文化芸術作品が生み出されるよう、芸術家等も含めて継続的な活動や本格的な作品を創り上げていく活動を支援する場として整備する必要がある。なお、旧図書館を改築した音楽練習場や、視聴覚ライブラリーが中心市街地に立地しているが、機能面で不十分であり、文化ゾーンへの集積を検討する必要がある。また、創作活動は鑑賞活動より市民の活動率が低く、より多くの市民が創造活動を体験することができる機能を付加することも必要である。

■施設イメージ

○アトリエ・工房

・若手の画家・彫刻家・造形作家の育成や、本格的な創作活動に取り組みたい市民などのために、本格的なアトリエや工房。

○音楽練習場・演劇練習場・舞踊練習場

・若手の音楽家・役者・舞踊家らの育成や、本格的に練習に打ち込みたい市民などのために、設備の整った練習場。

○映像・音楽編集施設

・若手クリエイターの育成や、本格的に作品制作に取り組みたい市民などのために、映像編集設備、音楽編集設備の整った施設。

○講座室

・芸術や歴史などに関する学習や活動などをする部屋。

○体験教室

・子どもの創造力を高めるため、絵画、工作、楽器演奏などを体験するワークショップを開催する場。

③発表機能

■社会情勢

文化芸術の振興には、創造した作品を発表し、多くの人と共有する場が、文化芸術と社会の接点として不可欠である。

■現構想

交流文化ゾーンと野外活動ゾーン内に、市民文化会館の充実やイベント広場など発表の場の整備を位置づけている。文化ゾーン内においては、既に美術館（市民ギャラリー）、市民文化会館（展示室2室、大ホール、小ホール）が整備され、発表機能について一定の集積がみられる。

■必要とされる機能

文化ゾーンには、作品展示や公演などによって、市民や芸術家等が自分の手で生み出した文化芸術作品や学習・練習等の成果を発表する機能を引き続き持つ必要がある。なお、周辺エリアにも、発表機能を担う中央施設として、コンサートホール・能楽堂、福祉センター等が立地しており、機能分担と連携を図る必要がある。

■施設イメージ

○ホール・舞台

・市民などの文化芸術活動（音楽、演劇、舞踊等）の発表の場。

○展示コーナー・ギャラリー

・市民などの文化芸術活動（美術）の発表の場。

④歴史継承機能

■社会情勢

豊田市文化芸術振興計画の基本理念の冒頭に「ふるさとの文化の継承」が位置づけられているように、本市では新豊田市としての歴史の共有と発信や市民としてのアイデンティティの共有が課題となっている。

■現構想

現構想の創作活動ゾーン内に位置づけられている博物館の整備は進んでいない。一方、歴史修景ゾーンにおいては、挙母城のシンボルであった隅櫓が復元され、又日亭が移築されるなど、地域の歴史を継承する施設が整備されている。

■必要とされる機能

文化ゾーンには、豊田市及び地域の歴史や伝統文化について、収集・保管、調査・研究、展示、学習支援・交流を進める歴史継承機能が必要である。特に、市民が豊田市の歴史を学び・体験することにより、郷土への愛着と誇りを育むことができる場の整備が効果的で

ある。なお、現在の郷土資料館は、旧豊田市域を対象とした施設であり、市全体の歴史を紹介する施設とはなっていない。また、整備後 40 年以上を経過した施設であり、歴史の中核施設として機能の拡充には限界があり、本ゾーン内への移転を検討する必要がある。

■施設イメージ

○学習支援・交流施設

・博学連携や、市民が郷土の歴史を学習し、活動する場。

○展示室

・豊田市全体の歴史に関する展示をする場。

○収蔵庫

・資料を安全かつ適正な環境で保存する場。

○隅櫓・又日亭

地域の史跡として保存するとともに、施設を市民が利用して活動する場。

⑤ 出会い機能

■社会情勢

豊田市文化芸術振興計画の基本目標において「多様な活動主体がつながり、支える仕組みづくり」、豊田市中心市街地活性化基本計画の目標において「活力とにぎわいの創出」が掲げられている。このように、文化ゾーンは、文化芸術振興・都市機能の双方の面から、様々な人が訪れ、出会い、つながるきっかけを持つことができる場となることが求められている。

■現構想

エリア内に交流文化ゾーンが位置づけられ、市民文化会館等において、広い地域の人々の交流促進を目指している。

■必要とされる機能

文化ゾーンは、文化芸術活動に関わる市民が情報交換や情報発信を行う場であり、「鑑賞」「創造」「発表」「歴史継承」といったあらゆる文化芸術活動の場面において、市民がお互いに出会い、また、一流のアーティストと出会い、いろいろなつながりを生み出すきっかけとなる場とする必要がある。さらに、ぶらりとやってきた市民が、様々な人や文化芸術と出会うことができる機能を持つ必要がある。

■施設イメージ

○情報コーナー・フリースペース

・文化芸術に関する情報を発信・収集できる場や情報交換のために自由に利用できる場。

⑥ 憩い機能

■社会情勢

第7次豊田市総合計画のめざすべき姿である「生涯を安心して生き生きと暮らせる市民」「共働による個性豊かな地域」から、共働によるまちづくりが不可欠となっている。

■現構想

現構想においては、特に位置づけられていない。

■必要とされる機能

住民が快適にすごすことができ、住民もゾーンに訪れた人も文化芸術を身近に感じ、憩うことのできる場としていく必要がある。既存の住宅・施設・自然などと調和した景観づくり、道路や緑のネットワークなどを共働でまちづくりに取り組んでいく必要がある。

■住環境形成イメージ

○文化ゾーンにふさわしい景観

・文化関連施設、道路、歩行者空間などにおいて、文化ゾーンにふさわしい質の高いデザインの導入。落ち着いた景観を守るための住宅地を含めたルールづくりの検討。安全・快適な歩行者空間の整備。

○歩行者のための水と緑の回遊空間

・枝下緑地沿い遊歩道、歴史の香る散策コース、駅からのアプローチなど、水と緑と文化芸術が調和するプロムナードの整備。

○人にやさしい交通ネットワーク

・住民、来訪者双方にとって利用しやすい幹線道路、公共交通、生活道路、駐車場の整備。

⑦緑の拠点機能

■社会情勢

豊田市緑の基本計画において「緑の環境都市軸」における西の核、あるいは「緑の内環」の構成要素として、まとまった緑地の確保が求められている。

■現構想

親林休養ゾーンや、緑の都市軸などが位置づけられており、枝下緑地、美術館・市民文化会館・豊田東高等学校跡地内で、一定の緑地の確保が実現している。

■必要とされる機能

文化ゾーン内全域において、まとまった緑地の保全と創出、水と緑の回遊空間づくりなどにより、緑の環境都市軸と緑の内環の形成の一翼を担い、共働による緑に包まれたまちづくりを進め、市民に安らぎの空間を提供するとともに、本市の特色である技術力を活用した環境づくりへの取り組みや、緑豊かな空間が文化芸術活動の場や文化芸術の素材となるよう、文化芸術の薫る緑の拠点を目指していく必要がある。

■緑の拠点形成イメージ

○緑地

・周辺の森や川と連続性があり、緑のネットワークの形成の一翼を担う、まとまった緑地の保全と創出。野鳥や小動物など生き物と触れ合うことができる場。

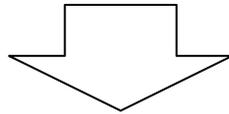
(2) 文化ゾーンのコネクト

既に整理した文化ゾーンのあり方及び求められる機能などをふまえ、本構想における文化ゾーンのコネクトを次のように設定する。

【現構想】

緑に囲まれた複合文化タウン

- ・「身近な文化」「参加する文化」をイメージし、緑に囲まれた都市型文化施設として賑わいと楽しさを持たせる。
- ・大都市では実現不可能な広い地域を利用した多様な機能を付加し、文化活動の動機付けから活動の普及まで幅広い活動を行う。



【本構想】

緑に包まれた文化芸術の杜

■上記のコネクトによって目指す文化ゾーンのイメージ

○文化芸術活動のダイナミックな展開

- ・様々な文化芸術について「鑑賞」「創造」「発表」「継承」する市の文化拠点施設が揃い、文化ゾーン外の文化関連施設とも連携しながら文化芸術活動が展開される街
- ・文化芸術活動を行う市民やアーティストが集まる活気のある街

○文化芸術を身近に体感

- ・様々な作品や文化財など文化芸術に身近に触れることができる街
- ・洗練された建築物・デザインなど、訪れるだけでも文化芸術を感じる街

○文化芸術と緑と歴史の調和

- ・まとまった緑地の確保、文化拠点施設・道路・各住宅などでの緑化など、中心市街地でありながら緑豊かで清々しい気持ちになれる住宅街
- ・市の歴史をモチーフにした景観が形成されるとともに、挙母藩など地域の歴史を伝える施設や活動がみられる、豊田市やこの地域の歴史の深みを感じられる街

4-5 施設配置及びネットワークイメージ

(1) 文化ゾーン内の拠点施設

文化ゾーンに必要とされる導入機能や、既に整備されている文化ゾーン内の文化関連施設の有する機能、現構想におけるゾーニングなどをふまえ、次のように文化芸術拠点施設の配置を想定する。

表 施設配置の概要

配置する拠点施設	該当機能	備考
○美術館 ・美術品展示施設 ・展示コーナー・ギャラリー	鑑賞 発表	・美術館を核とした文化ゾーンのシンボル拠点。 ・市民が身近に本格的な美術作品に触れられる場として、企画展・常設展を展開。
○市民文化会館 ・ホール・舞台 ・展示コーナー・ギャラリー	鑑賞／発表 発表	・主に文化芸術の「鑑賞」「発表」の機能を担う拠点。 ・市民が本格的な舞台芸術作品を鑑賞できる場、市民の文化芸術活動の成果発表の場。
○文化創造拠点 ・アトリエ・工房 ・音楽練習場・演劇練習場・舞踊練習場 ・映像・音楽編集施設 ・体験教室 ・展示コーナー ・講座室 ・情報コーナー・フリースペース	創造 創造 創造 創造 創造 出会い	・市民や若手芸術家の文化芸術の創作活動の拠点。 ・美術、音楽、演劇、舞踊、映像など幅広い分野の活動が行える場として、本格的な設備を整える。さらに、子どもの創造力を高めるための文化芸術の体験の場の整備や、市民の新たな出会いを促す機能の充実を図る。
○歴史継承拠点 ・学習支援・交流施設 ・展示施設 ・収蔵庫 ・共用スペース	歴史継承／創造 歴史継承／鑑賞 歴史継承 出会い	・市民が市の歴史を学び、体験しながら、ふるさと力を創造する「歴史継承」拠点。 ・七州城址公園や山車など地域文化の特性を活かす。

* **憩い**機能については、文化ゾーンにふさわしい景観、歩行者のための水と緑の回遊空間、人にやさしい交通ネットワークの形成により機能充実を図る。

* **緑の拠点**機能については、まとまった緑地の保全と創出により機能充実を図る。

(2) 文化ゾーン内外のネットワークイメージ

文化ゾーン内外の文化関連施設などをつなぐネットワークの検討にあたっては、現構想におけるネットワークを検討のベースとし、上位・関連計画や地元のまちづくり構想、周辺市街地の状況などをふまえ、次の点に留意する。

■ネットワーク検討にあたっての留意事項

- ・緑の基本計画において「緑の内環」として位置づけられている枝下緑地を骨格として、毘森公園や樹木公園とつながる水と緑の歩行者空間（親水プロムナード）を形成する。
- ・ゾーン内のネットワークルートの設定においては、朝日丘地域で検討されている「歴史の香る散策コース（陽だまり散歩道）」の整備構想との連携を検討する。
- ・ユニバーサルデザイン基本構想における特定経路などもふまえ、豊田市駅、新豊田駅方面からの歩行者ルートを設定し、安全・快適な歩行者空間の形成を図る。
- ・自動車での来訪も考慮して、文化ゾーン内での駐車場整備を図るとともに、自動車交通の円滑化と歩行者の安全確保を基本とした自動車動線の設定を行う。
- ・今後、交通弱者に対応する公共交通の検討（豊田市駅・新豊田駅からの循環バスなど）も必要である。

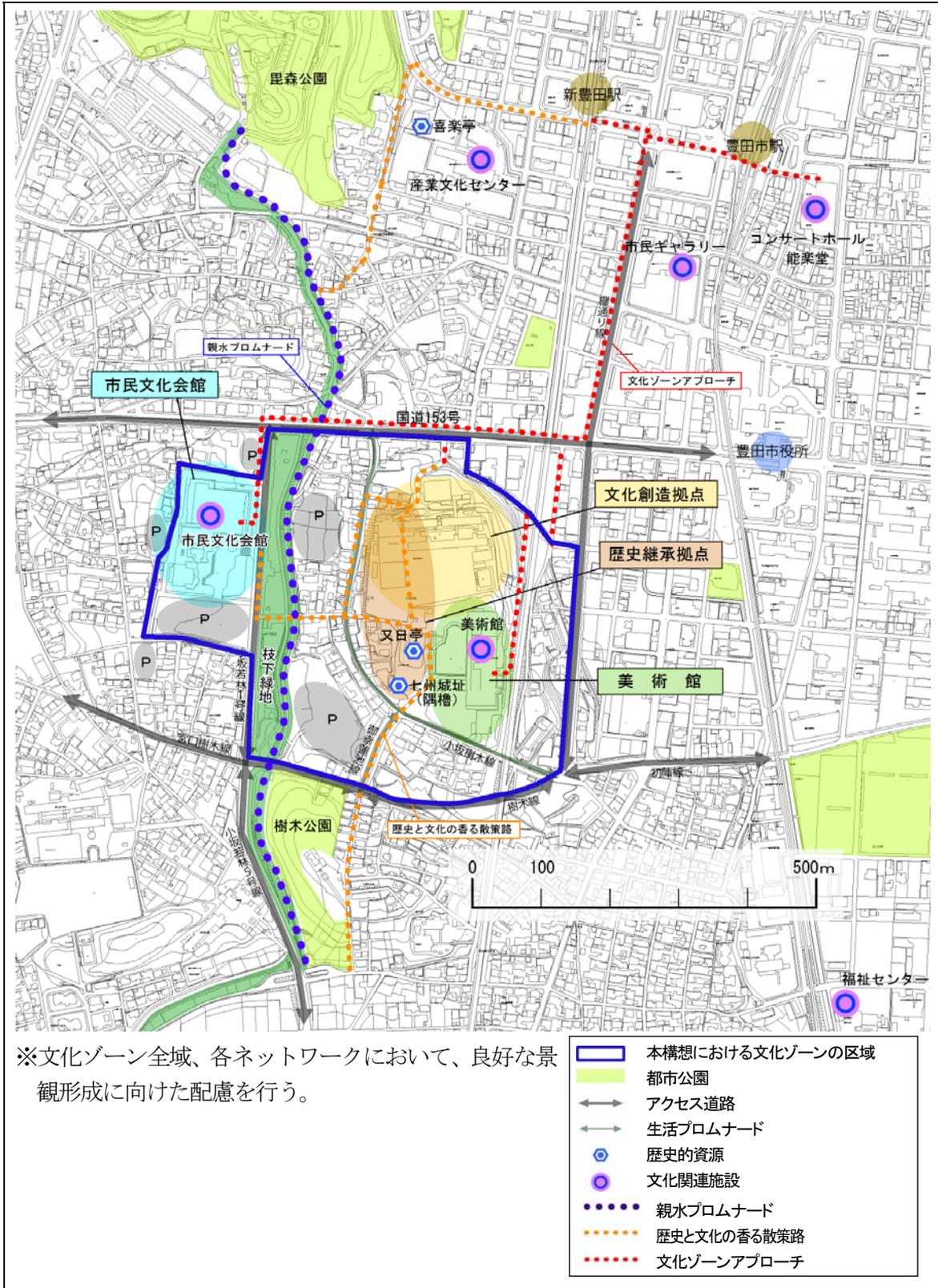
以上の留意点をふまえ、「歩行者のための水と緑の回遊空間」と「人にやさしい道路ネットワーク」の形成に向けて、次のようなネットワークの形成を想定する。また、各ネットワーク（沿道）においては良好な景観形成を進める。

表 各ネットワークイメージの概要

分類	ネットワーク名称	ネットワークの概要
歩行者のための水と緑の回遊空間 豊田市駅・新豊田駅周辺と文化ゾーン、文化ゾーン内の各施設を結ぶ遊歩道（歩いて楽しい小道）	親水プロムナード	・枝下用水沿いでの芸術作品の展示もできるような遊歩道
	歴史と文化の香る散策路	・朝日丘地域で検討されている「歴史の香る散策コース（陽だまり散歩道）」を考慮した散策路
	文化ゾーンアプローチ	・豊田市駅・新豊田駅周辺と文化ゾーンをつなぐ文化芸術を感じさせる安全・快適な歩行者空間
人にやさしい交通ネットワーク 自動車や公共交通による来訪者、文化ゾーン内の住民にとって利用しやすい道路と駐車場	アクセス道路	・文化ゾーンへのアクセス道路となる東西／南北の幹線道路
	公共交通	・循環バスなどによる豊田市駅・新豊田駅周辺と文化ゾーンを結ぶ公共交通
	生活プロムナード	・地域住民の生活や歩行者の安全性にも配慮した文化ゾーン内の道路
	駐車場	・来場者用駐車場（施設間の相互利用）

(3) 施設配置・ネットワークイメージ図

以上の検討をふまえ、文化ゾーンにおける施設配置とネットワークを下図に示す。



文化ゾーンにおける施設配置及びネットワークイメージ

5 豊田市文化ゾーン基本構想の実現に向けて

ここまで整理してきた文化ゾーン基本構想の実現に向けて、主要な課題として次の5つが挙げられる。これら課題への対応については、今後、検討を進めていく必要がある。

①交通ネットワーク(アクセス道路・公共交通)

本構想にて「生活プロムナード」として位置づけている市道小坂樹木線は、幅員が比較的狭く、一方通行となっている。文化ゾーン内に配置する駐車場へのアクセス性や地域住民の自動車移動の利便性確保の観点から、文化ゾーン全体におけるアクセス道路計画を検討するとともに、安全・快適な歩行者空間を確保していく。また、豊田市駅・新豊田駅から文化ゾーンまでの距離や高低差を考慮し、循環バスなど公共交通を充実させることにより、来訪者の交通手段の選択肢を広げて、住民、来訪者双方にとって利用しやすい交通ネットワークとしていく。

②土地利用規制

文化ゾーンのうち、枝下緑地の東側一帯は第1種住居地域、西側一帯は第1種中高層住居専用地域（ただし、いずれも国道153号から50mの区域は第2種住居地域）となっている。これら用途地域においては、学校、図書館、社会教育施設に類する施設は整備可能であるものの、文化関連施設は店舗・事務所等に該当し、建築物の床面積に関して第1種住居地域では3,000m²、第1種中高層住居専用地域では500m²の制限がある。そのため、今後、豊田東高等学校跡地にて新たな施設を整備し、文化関連施設の集積を図るため、必要に応じて周辺への影響に対応した基盤整備に合わせた用途地域の見直し等を行っていく。

③地域住民との共働

文化ゾーン基本構想の実現に向けては、地域住民の理解と協力が必要である。また、「歴史と文化の香る散策路」をはじめとした「歩行者のための水と緑の回遊空間」づくりや、良好な景観形成など、地域住民と共働で進めていくべき事項も多い。そのため、地域住民との協議の場を設けるとともに、共働による体制づくりを図っていく。

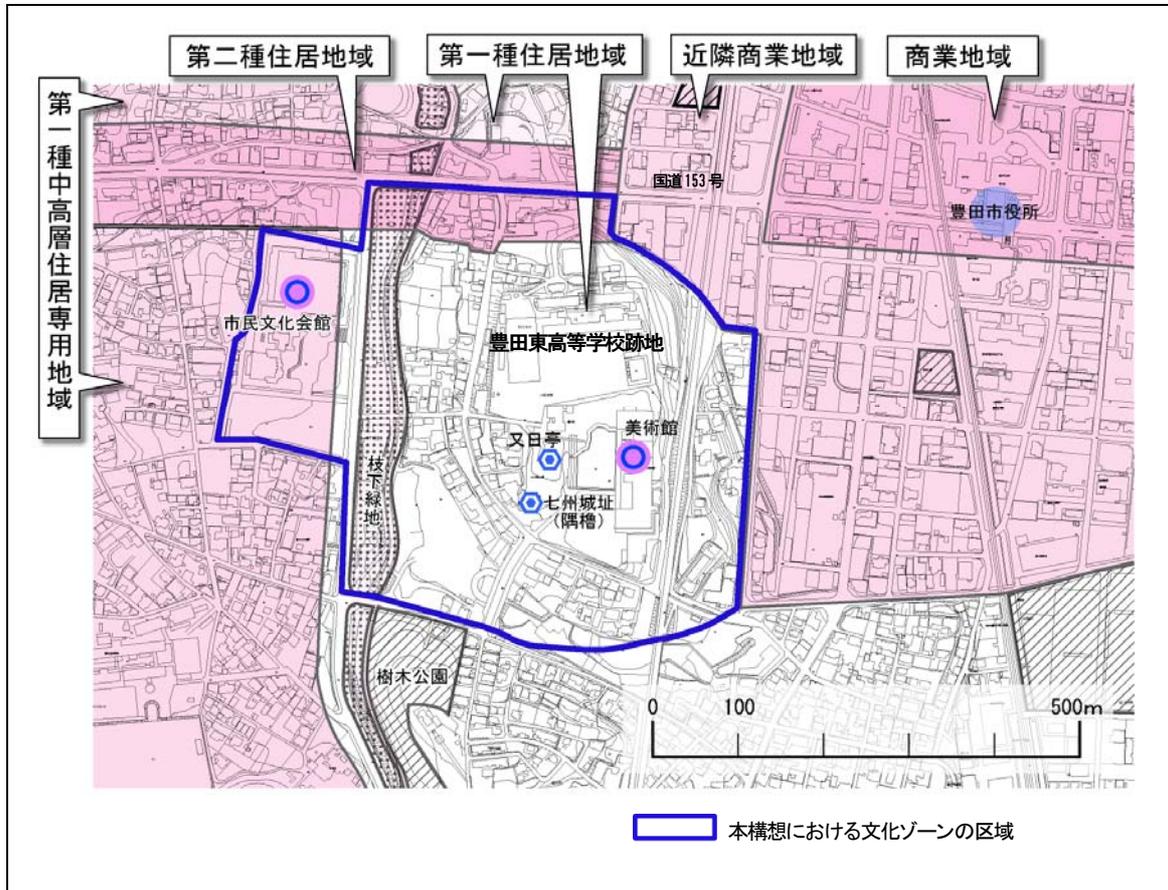
④実現に向けた推進体制

上記の課題を解決し、文化ゾーン基本構想の実現に向けては、市内部の関係各課が協力することが求められる。そのため本構想の実現段階において、関係各課間で連絡・調整を図る体制づくりを進めていく。

⑤豊田東高等学校跡地の利活用

豊田東高等学校跡地においては、先人の築き上げた歴史や伝統への理解や関心が、次の創造性を生み出し未来を築くという考え方にに基づき、歴史継承と文化創造の機能を一体的に捉えた拠点施設の整備を検討する。また、単なる施設整備を行うのではなく、本市の文化を担う人づくり、郷土の歴史・文化への誇りや愛着を深める施策などの事業展開も進めていく。

【参考】文化ゾーン周辺の土地利用規制



資料編

1 豊田市文化ゾーン基本構想策定委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市文化ゾーン基本構想策定委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 豊田市文化ゾーン基本構想について検討するため、豊田市文化ゾーン基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を1人ずつ置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は委員長の指名とする。

3 委員長及び副委員長の任期は委員の任期による。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその会議の議長となる。

(検討会議)

第7条 委員会に、豊田市文化ゾーン基本構想策定に関し調査・研究及び検討を行うため、検討会議を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年6月22日から施行する。

2 豊田市文化ゾーン基本構想策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属 ・ 職 位
委員長	岡田 憲久	名古屋造形大学大学院教授
副委員長	奥田 隆明	名古屋大学エコトピア科学研究所教授
委員	吉田 俊英	豊田市美術館館長
	天野 克之	文化関係者
	根本 悦夫	文化関係者
	小島 香代子	公募
	中村 久子	公募
	太田 隆	豊田市総合企画部調整監
	水野 孝之	豊田市社会部調整監
	加藤 泰	豊田市都市整備部調整監
	幸村 的美	豊田市教育委員会調整監

3 豊田市文化ゾーン基本構想検討会議 設置要項

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市文化ゾーン基本構想検討会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 豊田市文化ゾーン基本構想の検討及び策定に関し、調査及び検討を行うため、豊田市文化ゾーン基本構想検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第3条 会議は、次に挙げる課の所属長をもって、組織する。

- (1) 企画課
- (2) 自治振興課
- (3) 都市計画課
- (4) 土木課
- (5) 公園課
- (6) 文化財課
- (7) 美術館
- (8) 文化振興課

(座長等)

第4条 会議には座長を置き、座長は教育委員会調整監とする。

- 2 座長は、会議を招集し、これを主宰する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、教育委員会文化振興課において処理する。

(委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年11月7日から施行する。

この要綱は、平成21年1月29日から施行する。

4 豊田市文化ゾーン基本構想検討会議 名簿

年度	役職	所属・職位	氏名
20年度	座長	教育委員会調整監	幸村 的美
		企画課長	寺澤 好之
		自治振興課長	天野 正直
		次世代育成課長	青木 正道
		都市計画課長	羽根 博之
		土木課長	礪谷 裕司
		公園課長	近藤 直人
		美術館主幹	木本 文也
		文化財課長	森下 哲行
		文化振興課長	成瀬 和美
21年度	座長	教育委員会調整監	幸村 的美
		企画課長	寺澤 好之
		自治振興課長	天野 正直
		都市計画課長	羽根 博之
		土木課長	礪谷 裕司
		公園課長	近藤 直人
		美術館副館長	塚本 伸宏
		文化財課長	伊藤 達也
		文化振興課長	木本 文也

5 策定経過

■豊田市文化ゾーン基本構想策定委員会

日付	会議名	議題
平成21年 9月30日(水)	第1回会議	○豊田市文化ゾーン基本構想策定のスケジュールについて ○豊田市文化ゾーン基本構想について
11月12日(木)	第2回会議	○旧豊田東高等学校跡地の視察 ○豊田市文化ゾーン基本構想について
平成22年 3月16日(火)	第3回会議	○豊田市文化ゾーン基本構想について

■豊田市文化ゾーン基本構想検討会議

日付	会議名	議題
平成20年 11月 7日(金)	第1回会議	○豊田市文化ゾーン基本構想素案策定におけるスケジュールについて ○豊田市文化ゾーン基本構想素案に係る現況について ○今後の進め方について
平成21年 1月29日(木)	第2回会議	○豊田市文化ゾーン基本構想素案策定におけるスケジュールについて ○豊田市文化ゾーン基本構想素案について
3月16日(月)	第3回会議	○豊田市文化ゾーン基本構想素案について ○今後の進め方について
6月29日(月)	第4回会議	○今年度の検討内容およびスケジュールについて ○(仮)ふるさと歴史館基本構想素案について ○豊田市文化ゾーン基本構想素案の修正について
11月 4日(水)	第5回会議	○豊田市文化ゾーン基本構想案の修正について
平成22年 3月 2日(火)	第6回会議	○豊田市文化ゾーン基本構想案の修正について ○豊田市文化ゾーンに関するスケジュール

豊田市文化ゾーン基本構想

平成22年3月
豊田市
